

## 12月12日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝倉 国勝 君  |
| 2 "  | 大森 茂彦 君  | 10 " | 滝沢 幸映 君  |
| 3 "  | 山城 峻一 君  | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 4 "  | 祢津 明子 君  | 12 " | 西沢 悦子 君  |
| 6 "  | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君  |
| 7 "  | 玉川 清史 君  | 14 " | 中嶋 登 君   |
| 8 "  | 栗田 隆 君   |      |          |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 山村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 大井 裕 君  |
| 総 務 課 長         | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞巳 君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長         | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長         | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |         |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |         |
| 子 ども 支 援 室 長    |         |
4. 職務のため出席した者
- |             |          |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君  |
| 議 会 書 記     | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 子宮頸がんワクチンについてほか    | 吉川まゆみ 議員 |
| (2) まちづくりについてほか        | 西沢悦子 議員  |
| (3) 18号バイパスの工事状況についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (4) 青少年の健全育成についてほか     | 滝沢幸映 議員  |
| (5) 小・中学校給食費を無償にほか     | 中嶋 登 議員  |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 質問者は、お手元に配付したとおり12名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

**11番（吉川さん）** おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

#### 1. 子宮頸がんワクチンについて

##### イ. 9価HPVワクチンの定期接種化対応について

現在、日本において公費で受けられるHPVヒトパピローマウイルスワクチンは、サーバリックス2価ワクチンとガーダシル4価ワクチンの2種類です。この2種類のワクチンは、子宮頸がんになりやすい16、18型HPVの感染を予防し、子宮頸がんの約70%を防ぐことができると言われております。接種にあたっては、ワクチンの種類によって接種の間隔が少し異なりますが、どちらも半年から1年の間に3回受けることになっております。そして、今回11月8日開催の厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会におき

まして、令和5年4月から新たにシルガード9価HPVワクチンを定期接種に用いることが了承されました。これを踏まえて、令和5年4月からの定期接種開始に向け準備が進められてまいります。

さて、子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについては、これまでも同僚議員から何度となく質問がありましたが、本年4月より定期接種対象者、6年生から高校1年生への積極的勧奨が9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性、17歳から25歳相当に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始をされ、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

そこで今回、この命を守るワクチン接種の当町の現状と今後の対応についてお聞きいたします。

まず、積極的勧奨再開から8か月が過ぎました。その対応と接種状況について、4点お聞きいたします。

1点目として、定期接種とキャッチアップ対象者への周知は、いつ頃どのような形で行ったのでしょうか。

2点目として、8か月が過ぎましたが、今年度の対象者数とこれまでに接種された方はそれぞれどのくらいいたのでしょうか。人数と延べ回数、そして接種率はどうでしょうか。

3点目として、今回約9年ぶりに積極的勧奨が再開されたわけですが、再開後の問合せや反響はどうでしょうか。お聞きいたします。

4点目として、9価HPVワクチンの定期接種化についてです。現在、定期接種やキャッチアップ制度で使用できるのは、2価ワクチンと4価ワクチンであります。9価HPVワクチンについては、世界で80以上の国と地域で承認されていますが、日本では令和2年7月21日によりやく承認され、令和3年2月24日より任意接種で接種が可能となったところでした。そして今回、さきの2種類に加えて、厚労省では令和5年4月1日からこの9価のHPVワクチンも定期接種とする方針を決めました。新しいワクチンが使えるようになることは、対象者によって大変喜ばしく、接種を検討するための大変重要な情報だと考えます。

そこで、まず9価HPVワクチンの効果や安全性はどうでしょうか。その点についてお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** ただいま吉川議員さんからご質問いただきました。1としまして子宮頸がんワクチンについてのご質問について、私からは全体的な事項についてお答え申し上げまして、接種率等詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、町では、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を防止するため、予防接種法において定期接種とされている各種予防接種を実施しているところであります。ご質問の子宮頸がん

ワクチンは、平成24年度までは、個人の希望により接種するいわゆる任意接種でありましたが、町では、接種される方の負担を軽減するため、平成23年2月から国の交付金を活用した接種費用の全額助成を行い、その後、平成25年4月から予防接種法に定められたA類の定期接種となった経過がございます。

しかし、接種をされた方の中に、ワクチン接種との因果関係を否定できない持続的な疼痛を起こす方が特異的に見られたことから、25年6月に、国において副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間は、接種の積極的な勧奨をすべきでないと言われ、町におきましてもこの勧告を受け、個別の勧奨を控えておりました。

その後、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において審議が継続されてまいりましたが、昨年11月に、最新の知見を踏まえて、改めてワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたとして、市町村におきましては、個別の勧奨を行い、本年4月から接種を実施することとされたところであります。

定期接種の対象となるのは、小学6年生から高校1年生の年齢の女子となりますが、積極的勧奨を差し控えていた本年3月末までに、接種の機会を逸した平成9年4月2日から18年4月1日生まれの方に対して、公平な接種機会を確保するため、令和7年3月末までを期限として、定期接種の方と同様に接種を実施するキャッチアップ接種を行うことも決定されたところであります。これを受けまして、町におきましても、本年4月1日から、対象となる年齢の方々に対して、キャッチアップ接種を実施しているところであります。

子宮頸がんワクチンが位置づけられているA類疾病に係る予防接種の接種対象者及び保護者は、接種を受けるよう努めることとされており、市町村は予防接種を受けるよう勧奨するものとされていることから、接種時期に合わせ個別にご案内をし、勧奨をしているところであります。

ご質問の対象者への周知につきましては、本年3月中旬に定期接種及びキャッチアップ接種対象者全員に、厚生労働省のリーフレットと併せ通知等を郵送し、お知らせをするとともに、町ホームページに掲載をいたしました。

なお、定期接種対象者には予診票も同封し、キャッチアップ接種対象者には、定期接種の対象年齢を超えて任意で受けた接種の助成についてもご案内をしたところであります。

また、4月からの勧奨の再開後、接種に関してのお問合せ等は特になく、皆さんそれぞれが接種についてご判断いただいた上で、接種を受けていただいているといった状況であります。

続きまして、お話のありました9価HPVワクチンについてであります。現在、定期接種及びキャッチアップ接種に用いる子宮頸がんワクチン、これはヒトパピローマウイルスワクチンは、2価、4価の2種類があり、それぞれ期間を空けて3回の接種を行っているところであ

ります。

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスは、少なくとも15種類あり、2価及び4価ワクチンは子宮頸がんの原因の50から70%を防ぐことができるとされており、9価ワクチンは、これらのワクチンよりも多い9種類のウイルスを標的としており、子宮頸がんの原因の80から90%を防ぐとされ、子宮頸がん及びその前がん病変、これはがんになる手前の状態の罹患率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少といった効果が期待されるとのことであります。また、9価ワクチンの安全性につきましては、4価ワクチンと比較して接種部位の症状の発現は多いが、全身症状は同程度であるとされております。

先月、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、9価HPVワクチンの定期接種化について方針が示され、令和5年4月から開始することが決定されたところでありますが、接種方法など詳細につきましては、まだ示されていないため、今後の国の動向を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

なお、現在接種対象の皆さんには、接種開始となる4月までに新しいワクチンについての情報等をお知らせし、改めて接種についてのご案内をさせていただき予定で、現在準備を進めているところであります。

**保健センター所長（竹内さん）** 私からは、今年度の対象者数と、これまでの接種実人数と延べ回数、接種率についてお答えいたします。

まず、定期接種対象者から申し上げますと、小学校6年生が対象者50人、接種実人数4人、接種延べ回数6回で接種率4%、中学1年生が対象者49人、接種実人数4人、接種延べ回数8回で接種率5.4%、中学2年生が対象者77人、接種実人数13人、接種延べ回数21回で接種率9.1%、中学3年生が対象者70人、接種実人数9人、接種延べ回数14回で接種率6.7%、高校1年生が対象者67人、接種実人数13人、接種延べ回数25回で接種率12.4%であります。

続きまして、キャッチアップ接種対象者につきましては、対象者443人、接種実人数40人、接種延べ回数62回で接種率4.7%という状況でございます。

**11番（吉川さん）** ただいまは、町長また保健センター所長より詳しく答弁をいただきました。コロナ禍の様々な対応で大変忙しい中、今回の勧奨再開にあたりまして、速やかに全対象者に3月中旬、郵送通知を実施していただいたということで、本町の迅速な対応に感謝いたします。

まず、ただいまの報告では、定期接種対象者は313人、そしてキャッチアップ対象者が443人ということで、合わせますと756人と思いのほか大勢でした。周知については、3月に全員に書類を郵送で送り、定期接種対象者のみに予診票を送付、そして、キャッチアップの方には保健センターで確認をするために、予診票を入れずに連絡を待つという対応を取っ

ていただいたということでした。

また、接種状況ですが、10月までの7か月間の状況でありました。中学2年生と高校1年生が全体の約2割、そしてあとの学年は約1割でした。そして、キャッチアップ対象者の方も443人中40人ということで、約1割の接種開始状況でした。

前年度から比べると接種者が増えているということは見て取れますが、すぐに行動に移されている方は、思いのほか少ないという印象を受けました。そして、この理由として勧奨控えの期間も長かった、そういう中で戸惑いや不安もあるのかもしれません。しかし、この子宮頸がんは、毎年1万人が罹患して約3千人が亡くなっている。女性にとって命に関わる疾患でございます。勧奨再開されたばかりであります。今後も丁寧な対応をお願いしたいと思います。

さて、そこで2点お聞きしたいと思います。11月号の「広報さかき」に、子宮頸がんワクチンを自費で受けた方へとして、費用の償還についてのお知らせが掲載されておりました。これはキャッチアップ接種対象者である17歳から25歳の方で、ワクチンを自費で受けた方へ費用の返還をしますということですが、この償還払いの申請の状況はどうでしょうか。これが1点。

また、ただいま町長からも9価ワクチンの安全性についてお聞きいたしました。9種類の効用があるということで、90%の子宮頸がんを防ぐことができるというものでございます。そういう中で、今も国の動向を見て今準備をというお話がありましたが、今後、町として1月以降に、しっかりと国からの方向性が示される時点で、ワクチンの定期接種への対応と、住民や対象者への周知は今後どのようにされていかれるでしょうか。この2点についてお聞きいたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 再質問にお答えいたします。初めに、償還払いの申請状況についてのご質問ですが、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、接種の機会を逃した平成9年4月2日から17年4月1日生まれの女子が、定期接種の対象年齢を過ぎて受けた子宮頸がんワクチンの接種に対して、町では接種費用の助成を行っております。現在、2件の申請があり、1件は支払い済みで、1件は今月中旬の支払いの手続をいたしました。

償還払いの申請につきましても、キャッチアップ接種と同様に令和7年3月末が期限となりますので、該当される方は、町ホームページ等をご覧いただき、必要な書類をご用意いただいた上で早めに申請をしていただければと考えているところでございます。

続きまして、9価HPVワクチンの定期接種への町の対応と周知についてでございますが、現在のところは、詳細につきましては国から示されておられませんので、町といたしましては、詳細が決まり次第、新たに定期接種に追加される9価HPVワクチンの情報等について、ホームページや広報等で周知をするほか、現時点で定期接種だけでなくキャッチアップ接種に対しても9価ワクチンを使用できるとされていることから、対象者全員に対し、個別にお知らせを

お送りしてまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** ただいま、償還払いの件数をお聞きしました。2件ということで、思いのほか少ない状況です。3回接種で、2価と4価は自費ですと5万円かかります。先ほどの報告で2件ということですが、任意で受けているという状況は、高額なのでなかなか勇気が要ることだと今のお話を聞いて思いました。

さて、今回の9価は効果が高いわけですが、お聞きしますと10万円とのこと。これが定期接種化されたということは、対象者にとっては画期的です。

そこで1点、4月1日から定期接種の中に9価ワクチンが使用できるという情報、先ほども国から動向を示されてからホームページに掲載というお話がありましたが、この情報はなるべく早めに、あらゆる形で対象者に届けたほうが良いと考えます。もちろん、ネット状況でも出ておりますので、知っている方もいらっしゃると思いますが、なぜならば、現在の町の状況は、キャッチアップだけでも9割、そして定期接種の方も8割強の方がまだ受けていないということです。迷っている方もいるかもしれませんし、決まってから通知を出す前に、町のホームページなどにしっかり掲載をしていただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

それからもう1点、9価HPVワクチンの定期接種への町の対応については、今も国から示されてからというお話でしたが、そこで、来年になりますと定期接種の方は1歳繰り上がってまいります。現在の6年生が中学1年になって、高校1年生の方が高校2年になるわけですが、本年度受けなかった高校2年生の方にも、今回、来年度の定期接種、またキャッチアップ接種の対象の中に入れて通知を出していただけるのでしょうか。この点についてお聞きします。

そして、3点目として、例えば4価HPVワクチンを来年1月に1回接種をして、そして2か月後に2回目を接種します。そして、そこから3か月以上空けて3回目を打つことになるわけですが、そのときには既に9価ワクチンも定期接種化されております。そうなった場合、4価でなくて9価のワクチンを3回目に打つことができるのでしょうか。今後このような問合せが出てくると考えますが、その点についてお聞きいたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 再質問にお答えいたします。ワクチンの情報提供につきましては、現在はまだ国から詳細が示されておられませんので、先ほども申し上げましたが、決定次第町ホームページ等において速やかに情報提供をしてまいりたいと考えております。

続きまして、来年度定期接種の対象を外れる高校1年生の方につきましては、令和7年3月末までは特例的にキャッチアップ接種の対象となるとされておりますので、まだ接種を受けていない方につきましては、ほかの方と同様に9価ワクチンについてのお知らせをお送りする予定でございます。

次に、3回の接種が済んでいない方の来年度以降の9価ワクチンによる接種についてでございますが、現在、国では3回とも同じワクチンでの接種を基本としておりますが、まだ3回の

接種がお済みでない方につきましては、来年4月以降、希望により2回目または3回目の接種を9価ワクチンで接種することを可能とする方向で検討する予定とのことをございますので、今後の国の決定に従い接種を実施してまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** 保健センター所長から答弁いただきました。

さて、愛知県豊川市では、12月2日付で既に「9価HPVワクチンの定期接種化について」と題して、ホームページに掲載をされております。そして、これは予定ということで載せられておりますが、9価ヒトパピローマウイルスワクチンについても、そこから厚労省のホームページにつながるような形で検索できるように載せてございます。

一つは、方向性が示されてからということもわかりますが、一応、国がもう動きを始めているということで、事前の情報提供が大変重要だと考えます。ぜひ、今後、町のホームページにその点の掲載を早めていただいて掲載をして、情報を早く届けていただきたいと思います。

中には、現在、接種を決めかねている多くの方もいらっしゃると思います。そういう方に2価、4価だけでなく、9価のワクチンも定期接種になるんだよということで、9価の有効性や安全性などの情報が接種の検討材料になるように、細部にわたって情報提供についてお願いしたいと考えます。

では、次の質問に移ります。

2. 使用済み紙おむつの取り扱いについて

イ. 保育園の使用済み紙おむつの持ち帰り廃止について

近年、働く女性の増加に伴い、お子さんをゼロ歳から保育園に預ける家庭が増えています。2020年、内閣府公表の令和2年版男女共同参画白書では、15歳から64歳の就業率が近年男女とも上昇していますが、特に女性の上昇が著しく、2019年には15歳から64歳で70.9%、25歳から44歳で77.7%と報告しています。このように共働き世帯が増加し、子育てをしながら働く家庭は、そのほとんどが保育園にお子さんを預けています。

先日、2人のお子さんを保育園に預けて町内の企業に勤めている30代のお母さんに久しぶりにお会いしました。まず、コロナに家族で感染し大変だったこと、そして、下の子がまだおむつが取れなく、毎日お迎えに行くと使用済みの紙おむつの入った袋を持ち帰ることなど、近況を聞くことができました。以前、娘からも紙おむつに名前を書いて持っていつていることは聞いておりました。

そこで、使用済み紙おむつの取扱いについてお聞きします。1点として、保育園3園では、約100人のゼロ歳から2歳のお子さんを預かっているとお聞きしています。そこで、この園児の皆さんの使用済み紙おむつの取扱いはどのようにされているのでしょうか。その状況について、まずお聞きいたします。

2点目として、現在、使用済み紙おむつは保護者が持ち帰り処分をしています。もちろん、

持ち帰るメリットは、子どもの健康状態を把握するためという理由もありますが、一方、使用済み紙おむつを持ち歩くことへの衛生面の不安や、また保育士の手間などが指摘されています。おむつを交換した時点で下痢などの異常があれば、状況によりすぐに保護者に連絡を取るようにし、お迎えのときに報告する対応が考えられます。

さらに、現在はコロナ禍にあり、衛生上考えても、この持ち帰りについては改善が必要ではないかと考えます。もちろん、予算や回収等課題はあると考えますが、そこで、保育士や保護者の負担軽減と衛生面への配慮として、使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止し、園で回収する方法にできないか、当局の考えをお聞きいたします。

ロとして、使用済み紙おむつのリサイクルについて。

高齢化の進展により、大人用の紙おむつの需要が増加し、使用済み紙おむつの処分についても課題となっています。2018年の紙おむつの生産量は約235億枚で、乳児用、大人用ともに増加傾向にあります。8年前の2010年と比較しますと、乳児用が1.7倍、大人用は1.5倍になっているそうです。環境省の資料によりますと、一般廃棄物に占める使用済み紙おむつは、2015年度家庭系・事業系を合わせた排出量は約210万トンで、全体の4.8%、15年後の2030年度には約261万トンになり、廃棄物全体に占める割合は7.1%になると予想されております。

これまで使用済み紙おむつは、高分子吸収剤の混合素材でできていることや汚物などもついていることもあり、分別が難しい現状があり、焼却処理するしかありませんでした。しかし、近年、官民の連携で分別して回収した使用済み紙おむつを、殺菌などの衛生面の処理をし再資源化する動きが出ております。ごみ処理や費用の削減のほか、焼却炉の安定的な稼働、二酸化炭素排出量の削減で環境負荷を低減できるなどのメリットがあります。また、国連のSDGsが掲げる持続可能な消費と生産のパターンを確保することなどにも貢献できます。

2020年3月、環境省は、こうしたリサイクルの動きを全国に普及させるため、自治体向けに使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを公表しました。当町にも介護施設が5から6施設ございます。我が家の上に第二美里園がありますが、軽トラックで使用済みのおむつが入った袋をたくさん積んで、ちくま環境エネルギーセンターへ運んでいくのを時々見ます。

そこで、この使用済み紙おむつのリサイクルについて、様々な課題はあると考えますが、脱炭素、持続可能な消費と生産のパターン確保に向けて一考してみてもと考えますが、当局の見解をお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

**子ども支援室長（細田さん）** 2の使用済み紙おむつの取り扱いについてのご質問のうち、私からは、（イ）の保育園の使用済み紙おむつの持ち帰り廃止についてのご質問にお答えいたしま

す。

当町におきましては、南条、村上保育園は生後6か月から、坂城保育園は満1歳児からの受入れを行い、食事や排せつなどの日常生活を身につけるとともに、心身ともに健全な発達を図ることを目的に保育を行うことと併せ、お子さんを日中お預かりすることにより、両親が安心して働くことができるよう支援を行っているところでございます。

ご質問の使用済み紙おむつの取り扱いについてでございますが、保育園では、主に未満児が紙おむつを使用しており、使用済み紙おむつについては、保育園敷地内の屋外の決められた場所に、園児ごとのビニール袋をセットし、ここに保育士がその園児の使用済み紙おむつを入れ、帰りのお迎えの際に保護者が持ち帰っているところであります。

続いて、持ち帰りを廃止し、園で回収できないかのご質問でございますが、長野県が行った保育所における使用済み紙おむつの処理方法に関する調査のうち、県内の公立保育所の本年4月1日現在の状況を見ますと、回答のあった69市町村では、園において処理を行っているところは333施設中10施設、およそ3%と僅かで、323施設が当町と同じ保護者の持ち帰りでありました。

持ち帰ることとしている主な理由といたしましては、子どもの体調把握のためや使用済み紙おむつを園で保管するためのスペースの確保や、衛生面における管理が困難などが挙げられたところでございます。

当町においては、使用済み紙おむつを園で回収する場合、見込まれる使用済み紙おむつの量としては、3園での未満児約100名分、1日450枚程度が見込まれるところであり、保育園での保管場所の確保が必要となってまいります。

また、使用済み紙おむつに付着する便などの排せつ物には、感染症の原因となるウイルスが含まれていることがあり、乳幼児期において流行する手足口病は、症状が改善し登園しても、園児の便からは数週間から数か月にわたってウイルスが排出されるなどの感染リスクがあることから、使用済み紙おむつの保管にあたっては、衛生面など慎重に対処する必要がございます。

保育園での使用済み紙おむつの回収につきましては、引き続き、保護者や保育士の負担軽減と保護者による園児の体調把握について考慮する中で、衛生面を踏まえた保育園での保管や処分など、管理方法を含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

**住民環境課長（竹内君）** 私からは、ロの使用済み紙おむつのリサイクルについてのご質問にお答えいたします。

少子化により、子ども用の紙おむつの排出量は減少傾向である一方、高齢化に伴い、大人用の紙おむつの排出量は増加しており、相対的な紙おむつの排出量は、今後、年々増加していくことが見込まれます。

紙おむつの素材は、上質パルプ、フィルム及び吸水性樹脂から構成されているため、再生利

用等によってパルプ等の有効利用が可能となっております。現在、国内で実施されている主な再生利用方式は4種類あり、一つは水溶化・分離処理によるパルプ・プラスチック回収方式、二つ目は、水溶化・分離・オゾン処理による水平リサイクルに向けたパルプ方式、三つ目には、洗浄・分離処理によるパルプ・プラスチック回収と熱回収方式、四つ目は、破碎・発酵・乾燥処理による燃料製造方式であります。

当町の使用済み紙おむつの処理は、現在、家庭から排出されるもの、福祉施設等から排出されるもの、いずれも可燃性の一般廃棄物として焼却処理されております。

紙おむつのリサイクルは、水分を含んだ紙おむつの重さは使用前の4倍にもなるため、焼却コストの削減や焼却の際の焼却炉の負担軽減にもつながるとして、国では、使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを策定し、全国の自治体に取組を促しております。

しかしながら、紙おむつの再生利用等への取組は、町が把握している限り、県内には施設がないことや、全国的にも再生処理施設が少ないこともあり、令和元年度の環境省の調査によりますと、アンケートに回答した自治体のうち、取組を行っているのは全国1,718市区町村のうち81市区町村、約5%にとどまっている状況です。

今後の使用済み紙おむつのリサイクルにつきましては、町といたしましても、循環型社会の構築、気候変動対策等に寄与する取組であると認識しておりますが、リサイクル処理のためには、処理可能な施設の確保から始まり、専用袋導入の有無を含めた排出段階からの分別、収集方法の構築など様々な検討が必要であり、導入に向けては相応の時間が必要となるものと考えております。既に取り組んでいる先進地の事例、県内市町村の動向等も参考にしながら、研究してまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** ただいまは、子ども支援室長、そして担当課長より、イ、ロと詳しい答弁をいただきました。まず、イの保育園の使用済み紙おむつの取扱いについてです。答弁によりますと、屋外に一人一人のビニール袋が用意されて、そこに間違えないように、そのたびに入れていただいているということでした。ゼロ歳児は保育士さん1人が3人の園児を、1歳、2歳児は1人の保育士さんが6人の園児を見ているということで、コロナ禍の中でもあります。そのご苦労には大変敬意と感謝を表したいと思っております。

ただ、少し心配なことは暑い夏です。屋外は40度近い日もある昨今です。どうでしょう。菌の繁殖が心配です。そして、その温まったものを車に乗せて持ち帰るわけですから。不衛生ではないでしょうか。

さて、先ほども室長からお話がありましたが、全国の公立保育園のおむつの持ち帰りについて、民間の調査によりますと、滋賀県が全保育園の98%が持ち帰っているということでトップでした。続いて、何と持ち帰り2位が長野県の85%ということです。先ほども室長からも報告がありましたが、まだまだ進んでおりません。しかし、今年になって県内でも持ち帰り

を廃止する自治体が増えてまいりました。南信の伊那市、松本市、辰野町、箕輪町が園での回収を開始しました。身近では千曲市が予算づけをして準備を始めたとお聞きしています。

そこで2点お聞きします。まず、使用済み紙おむつの持ち帰りについて、保護者からの声は今まであったのでしょうか。

そして、もう1点は、保育園でのごみの収集方法はどのようにされているのでしょうか。その方法と費用についてお聞きいたします。

**子ども支援室長（細田さん）** 再質問にお答えいたします。まず初めに、保護者からの使用済み紙おむつの持ち帰りへの声についてでございますが、数年前に都市部から転園してきた保護者からは、費用は自己負担でもよいから保育園で処分してもらいたいといった要望がございました。また、逆に、使用済み紙おむつの枚数を確認することにより排せつの回数がわかるので、トイレトレーニングが進めやすいと言った声も聞かれましたが、現在までこれら以外の意見、要望等はお聞きしていない状況でございます。

次に、現在の保育園のごみの収集方法と費用はでございますが、例年3園分をまとめてごみ収集業者と契約を締結し収集しております。収集方法は、原則として月曜日と木曜日の週2回、3園を回っていただいて収集いただいております。費用は年額約53万5千円でございます。

**11番（吉川さん）** ただいま、室長より答弁いただきました。転入の方から、都市部からということで、既に廃止をされているところからの転園だったと思っておりますが、お金を出しても回収してもらいたいという声があったと。そして、現在は何もないということでしたが、保護者の中では、これは当たり前のやることになっているのかと思っております。

そしてまた、トイレトレーニングの状況ということでしたが、これは連絡帳に書いていただいても保護者に伝わることではないかと思っております。

そして、3園のごみの収集は、1週間に月曜日と木曜日のみということで、1事業者が年間契約でやっているということは、ごみの量はほぼ関係ないということでもあります。

そこで、導入に向かってのことをちょっとお聞きしますが、例えば持ち帰りを廃止して園で回収をした場合、使用済み紙おむつの保管、また処分方法についてはどのようにしていくか。その点について、1点お聞きしたいと思っております。

**子ども支援室長（細田さん）** 回収を実施した場合、使用済み紙おむつの保管・処分方法についての見解はということでお答えいたします。使用済み紙おむつを保育園で回収することとした場合の保管・処分方法については、保育園内で保管するにあたり、衛生的に保管できる保管庫のようなものを用意することなどが考えられるかと思っております。また、使用済み紙おむつを一つずつ個別にパックできる機器があり、これを導入するといった方法も一つの方法かと思っております。

処分方法といたしましては、吉川議員さんからご質問のありましたリサイクルといった方法もあるようですが、現時点では、燃えるごみとして処分し、衛生管理上できるだけ早く収集い

ただくことが望ましいと考えることから、例えば今の週2回の回収を増やすなどの方法が考えられますが、これに伴う費用の増加が見込まれるところでございます。

いずれにいたしましても、保育園での回収を実施した場合の保管・処分方法については、まずは保育園における衛生面を考慮し、保育士への負担や財政面等も併せて検討する必要があると考えております。

**11番（吉川さん）** 室長から答弁いただきました。今回、箕輪町が園で回収することが決まり、9月議会に補正予算で回収ボックスのレンタル料と回収業者の増額費用が計上されました。回収の仕方は、今、室長からもありましたが、使用済みおむつを真空パックにして、臭わない状態で一般ごみと一緒に出す方法を取ったということです。これはリサイクルとは逆行してしまっています。

また、お隣の千曲市では、各園にダストボックスを設置し、今までの回収のほかに使用済みおむつの回収日を設け、来年度から具体的に実施をしていく予定とお聞きしています。

ただいまの答弁では、持ち帰りを廃止する場合、当町では、園内での衛生的な保管体制と回収の増加による費用の増額がネックと理解いたしました。

国は、今回、総合経済対策の中で、特にゼロ歳児から2歳児への総合的支援を厚くする予算を決定いたしました。当町でそのお子さんを預かる保育園は3園と、貴重な、そして大事な保育園です。ここで町長の見解をちょっとお聞きしておきたいと思えます。

**町長（山村君）** ありがとうございます。ただいま、支援室長からもお話し申し上げましたように、既にどういうことを取り組むかということを検討し始めております。検討しておりますので、具体的に何ができるか、周りの市町村でも少しずつ始まってくると思えますので、またコロナの中でありますので、何よりも衛生に気をつけながら検討していきたいと思っております。以上であります。

**11番（吉川さん）** ただいま、町長より研究でなく検討ということで、力強いお言葉をいただきました。回収ボックスの設置や業者による定期的な回収など、大変、予算との兼ね合いもありますが、衛生面や保育士の負担軽減、そして保護者の負担軽減を考え、ぜひ早期に使用済み紙おむつの持ち帰り廃止への検討、そして実施に向けての予算づけをお願いしたいと思います。

さて、ロの使用済み紙おむつのリサイクル事業についてです。鳥取県伯耆町は、人口1万1千人の町です。しかし、2020年の総人口に占める65歳以上の割合、高齢化率は39.8%とのことです。その中、焼却施設の集約化に向けて、可燃ごみの削減と水分の多い生ごみ、使用済み紙おむつの減量化が大きな課題となりました。

そこで、平成23年に清掃センターに併設の形で紙おむつ燃料化装置とペレット成形機を設置し、可燃ごみとして焼却していた伯耆町の事業所9施設と保育園で排出される1日当たり約1トン近い使用済み紙おむつをペレット燃料化し、町営温泉施設で使用することにいたしました。

た。まさにエネルギーの地産地消によるごみの減量化です。

そこで、当町の状況をお聞きしてみました。すると、高齢者施設3園で出る使用済み紙おむつの量は、2日間で約400キロということでした。1か月にしますと約6トンということですので。ということは、年間この3園だけで72トンの使用済み紙おむつが出ているということです。そして、ちくま環境エネルギーセンターに持ち込まれて焼却処分しているという現状でございます。私はこの現状をお聞きして、今後何とか改革をしていかなければ炉ももたない、またCO<sub>2</sub>削減には程遠いと感じました。

そこで、現在、葛尾組合では、令和7年着工に向け、不燃ごみの処理や製品プラスチックの処理などのできる新リサイクルセンター建設へ計画中でございますが、使用済み紙おむつのリサイクルについても研究をしてみてもとありますが、その点についてはいかがでしょうか。お聞きいたします。

**住民環境課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。ただいま、葛尾組合で計画している新リサイクルセンターにおいて、使用済み紙おむつのリサイクルを検討できないかのご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、まずは、排出段階からの分別、収集方法の構築など、導入に向けて様々な検討が必要となりますので、現在、葛尾組合の焼却施設の跡地利用として新リサイクルセンターの整備を計画しておりますが、現時点において、使用済み紙おむつのリサイクルについての計画はございませんが、将来に向け、葛尾組合をはじめ千曲市の意向も踏まえる中で、歩調を合わせ研究してまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** 将来に向け研究をしてみたいという心強いお言葉をいただきました。使用済み紙おむつをリサイクルすることは、CO<sub>2</sub>の排出量を焼却した場合のおよそ1割に抑える効果があるとされています。ごみの減量だけでなく、ゼロカーボンにも大きく寄与します。

当町におきましては、本年2月、長野圏域において共同で2050年ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行ったところでもあります。超高齢化の進展で、さらに増え続ける使用済み紙おむつの焼却処理は大きな検討課題と考えます。ぜひ、先進事例を参考に、企業の町坂城といたしましても、新たな事業の展開、または施設整備について研究を進めていただくことをご期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時54分～再開 午前11時04分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、12番 西沢悦子さんの質問を許します。

**12番（西沢さん）** ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

最初に、1. まちづくりについてです。

誰もが生き生きと輝き、活力あふれる町を次世代へとつなぐことを目指した第6次長期総合計画も2年目のまとめの時期となりました。まちづくりは、そこに暮らしている人全てに関わることですから、一人一人の思いをすくい上げ、着実に形にしていかなければならないと思います。

そこで、当町のまちづくりについて、現在進行中の事業が将来の坂城町にどんな影響を及ぼし、町の発展につながるか、また、まちづくりに欠かせない新たな事業についても質問をしていきたいと思います。

初めに、イとして道路交通網整備についてです。

国道バイパス事業については、現在、上五明地区と網掛地区の工事に加え、月見区でも地盤改良工事に入ったと聞いております。また、インター先線延伸事業では、早期完成に向け工事を進め、町長招集挨拶でも述べられましたが、国道18号からテクノ工業団地までの間については、令和5年度末の完成を目指しているとのことでございます。

さらに、現工事区間の先について、先月、中之条区と網掛区の地権者を対象に道路計画の説明会を開催したとのことでもあります。また、関連する町道の整備も進められていますので、国道バイパスとインター先線が供用開始となれば、交通の利便性が大幅にアップされ、車の流れが大きく変わることが予想されます。

そこで、国道バイパス事業とインター先線延伸事業の現状と今後の計画についてお聞きします。また、この二つの事業の完成後、大きく変わる周辺状況について、土地利用等の見直しの計画についてもお聞きします。

次に、A01号線は産業道路と呼ばれているとおり、町の産業発展に大きな役割を果たしてきましたが、昭和40年竣工と承知していますので、開通から57年が経過していることとなります。特に文化センター以北については、道路改良の見通しも立たず、毎年舗装繕工事でしのいでいる状況です。現在、進めている南条地区の道路改良工事については、長い期間をかけて酒玉工区が完成しました。残る工区の状況と見通しについてお聞きします。また、文化センター以北について、どのような見通しを持っているのでしょうか。

次に、ロとして、複合施設の建設についてです。

坂城町公共施設等総合管理計画における対象施設のうち、学校施設と町営住宅を除いた公共施設の個別施設計画が策定され、令和3年より10年間の計画期間が始まりました。本年は、改修工事として計画された町体育館の耐震大規模改修工事が進められ、また、文化センターの耐震大規模改修工事の実施設計が来年度着工に向け、近く完了のようであります。

そして、施設を更新する大きな事業として、保健センターと老人福祉センターを統合した新たな複合施設を整備するための準備が進められています。実施計画の中では、令和3年は施設の機能等についての内部検討、今年には建設準備委員会の開催、令和5年は基本構想・基本計画

の策定、令和6年は測量、地質調査、基本設計、住民説明会となっています。そうしますと、建設が始まるのは令和7年からということになるのでしょうか。

そこで、お尋ねします。建設予定地は老人福祉センターを含めた周辺ということだと思いますが、個人所有地や農地など、お願いしなければならないケースもあろうかと思えます。今の計画でどのくらいの面積になるのでしょうか。

次に、建設準備委員会についてお聞きします。建設準備委員会の委員の人数、人選はどのようにされたのでしょうか。今までに何回開催されたのでしょうか。その内容についてお聞きします。

次に、建設委員会について。建設準備委員会から移行するのはどのタイミングになるのでしょうか。また、住民要望や意見聴取は建設委員会だと考えているのでしょうか。お尋ねします。

次に、事業費についてお聞きします。まだ基本構想もできていない段階ですが、準備が進められています。およその大枠での事業費総額についてお聞きします。また、保健福祉等複合施設整備基金について、今議会に基金積立ての補正予算が計上されていますが、現在の積立金残高と今後事業予算が計上される中での積立て継続について、考えをお聞きします。

続いて、ハとして人材確保についてです。

町ににぎわいがある、活気がある、楽しい、元気が出る、そんな町で生き生きと暮らし続けたいと誰もが願っています。行政に携わる皆さん、工業・商業・農業の分野で活躍する皆さん、福祉・教育で頑張る皆さん、それぞれの立場で輝いている皆さんをつないで、町の中に新しい波を起こしてもらいたい。こんな想いを持っています。これを担ってもらえるのは外部からの人材しかないと思えます。

そこでお尋ねします。地域おこし協力隊の隊員を受け入れ、まちづくりを進めるお考えはないのでしょうか。隊員は地域に一定期間暮らしながら、地域での協力活動やイベントの仕掛け、地域の魅力発見など、全国の市町村で活躍しています。

令和2年度の調査ですが、受入れ自治体は全国で1,065団体、隊員は5,464名が活動しています。都道府県別では、長野県は北海道に次ぐ2番目に多い416名でした。近隣では長野市17名、上田市8名、千曲市2名、青木村2名、長和町5名、小布施町6名など、多くの市町村がこの制度を利用しています。

また、任期終了した隊員の6割が同じ地域に定住しているとの調査もあります。設備や施設が整備されても、動かすのは人の力です。人と人との関わりの中から生まれてくるものに期待したいと思います。ぜひ、地域おこし協力隊員の受入れを検討していただきたいと思えます。お考えをお聞きします。

最後に、ニとして水道事業の広域化についてです。

この質問は今回で3回目となります。現在の状況についてお聞きします。将来にわたって安心・安全な水を安定的に供給し続けるために、水道事業の広域化は避けられないとして、上田

市、長野市、千曲市、県企業局に坂城町も加わり、令和3年7月30日に上田長野地域水道事業広域化研究会を設置しました。以来、この研究会では、地域にふさわしい水道事業の在り方について広域化を一つの方向性として研究を重ねた結果、財政シミュレーションでは、水道料金の抑制効果として、50年間で669億円の効果があると示されたところでもあります。

今年9月22日には、千曲市で市町議会水道事業関連常任委員会、これは議会側の水道事業関係者の勉強会が開かれ、参加いたしました。また、10月6日には坂城町役場講堂で上田長野間水道事業広域化の検討住民説明会が開催されました。この説明会では、水道事業の現状と課題、課題解決の方向性、広域化による効果など、丁寧な説明がありました。

その中で、仮定の話、仮の話として、国の補助金などを最大限有利に活用し広域化を実現させるためには、令和7年中に事業統合の決断をしなければならないのではというようなお話でした。仮定の話にしても、期間を考えると非常に困難と思います。

そこでお尋ねします。水道事業の広域化について、さらに町民の皆さんに理解を深めてもらうために、説明会は今までに1回でしたが、今後開催の予定はあるのでしょうか。住民説明会でアンケートがありました。アンケート結果とどんな意見があったのでしょうか。

最後に、上田、千曲、長野市の説明会の開催状況についてお尋ねします。

以上で1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま、西沢議員さんからまちづくりについてというご質問をいただきました。私からは、全般的にお答え申し上げまして、ハの人材確保についてと、そのほか詳細につきましては、それぞれ担当課長から答弁を申し上げます。また、イ、ロ、ニとも道路交通、複合施設、水道事業、いずれも大きな事業でございますので、私からの説明が若干ちょっと長い説明になると思いますが、ご了解いただきたいと思います。

さて、昨今、私たちを取り巻く課題は、人口減少と少子高齢化の進行、住民ニーズと地域課題の多様化といったことに加え、気候変動や災害対策、また、新たな感染症への対応と、より複雑に高度化しております。こうした課題を解決し、輝き続ける持続可能な町を次世代へとつないでいくため、町では、令和3年度から12年度までの10年間のまちづくりの指針となる第6次長期総合計画を策定し、町の将来像として掲げました「輝く未来を奏でるまち」の実現に向け、様々な事業を展開しているところであります。

今回、ご質問いただきました道路交通網整備、複合施設の建設、水道事業の広域化につきましては、いずれもこの10年間のまちづくりにおける重要なテーマであると捉えており、実現を目指し着実に取り組むべき事業であると考えているところであります。

まず、道路交通網の整備について、国道バイパス事業の現状と今後の計画についてであります。坂城更埴バイパス、坂城町区間3.8キロメートルにつきましては、平成23年度に事業化されて以来、今年度は約8億円の事業費が配分され、調査設計、埋蔵文化財調査、用地買

収及び道路改良工事が順次実施されているところであります。

また、主要地方道坂城インター線先線につきまして、既に事業化がされた国道18号から約400メートルの中之条区間につきましては、平成27年度の事業化以降、順次事業が進められており、今年度は下水道管路移設工事のほか、全線の盛土が実施され、令和5年度中に舗装等の施工及び開通を目指しているところであります。

さらには、現在、事業施工中の箇所から千曲川を渡り、国道18号バイパスに接続するまでの坂城インター線延伸事業についてであります。昨年度、県の千曲建設事務所において、千曲川に架かる橋梁予備設計が行われ、今年度は計画延長約900メートルの道路の基本計画が策定されたところであります。

延伸区間につきましては、千曲川の橋梁部のほか、中之条、網掛の両地区において新たに用地が必要となることから、先般、該当する地権者の皆さんを対象とした道路計画説明会が両地区で開催されました。

千曲建設事務所では、この説明会でいただいたご意見を基に計画修正を行い、来年2月を目途に、両地区において再度の計画説明会を予定しているとお聞きしております。

また、県では、次年度以降、千曲川や国道バイパスを所管する国の関係機関と協議を行い、新規事業としての事業評価を経て、事業化を目指して進めていくものとお聞きしておりますので、町としましても、こうした動向を注視し、後押しをしてみたいと考えているところであります。

官民を挙げて長年要望活動を続けてまいりましたこれらの道路網が整備されますと、町内には、千曲川に並行した形で、東側に国道18号及び上信越自動車道、西側に国道18号バイパスという大動脈が配置され、これらをつなぐ坂城大橋、鼠橋に加え、千曲川を渡る坂城インター線の開通により、当町における新たな交通ネットワークが形成されることとなります。

これにより、朝夕を中心とした町内幹線道路の渋滞緩和など利便性の向上のみならず、産業や経済の発展など地域の活性化に多大な貢献をもたらすとともに、併せて、有事の際には、一部区間の途絶による交通の機能不全を防ぐ観点からも、非常に重要な路線整備であると考えているところであります。

町としましては、引き続き、国・県に対しまして、事業化区間の早期完成及び未事業化区間の早期着手について、機を捉えて要望するとともに、事業推進に向け尽力してみたいと考えております。

次に、これら国・県による基幹道路整備が進められている現状を受けての土地利用の見直しの考えはについてお答え申し上げます。

国道18号バイパスと坂城インター線延伸の整備が完了しますと、交通量や交通体系、また物流といった輸送の形も大きく変わることが予想され、新たな幹線道路周辺では、民間投資や

開発による地域経済への波及効果とともに宅地化の進行など、土地需要についても新たな展開を見せるものと想定されているところであります。

こうしたことから、町では、令和3年度から12年度までを計画期間として策定した国土利用計画第4次坂城町計画において、国道18号バイパスや坂城インター線延伸の本格化を町土利用をめぐる基本的条件と課題の一つとして捉え、道路網の完成を見据える中で、地域産業の成長を促進するための産業用地の確保や、快適な生活環境の確保に努めることとしております。

こうした点を踏まえまして、国土利用計画におきましては、国道18号バイパス沿線について、農林業や商工業、住宅、都市的開発など調整を図りつつ、地域の活性化と秩序ある開発を図る開発調整ゾーンと位置づけているところであります。

今後は、道路整備の進捗による状況の変化を的確に捉える中で、地域産業や地域経済の発展に資する土地利用が図れるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、口の複合施設の建設についてお答え申し上げます。

新たな複合施設につきましては、保健センターと老人福祉センターの老朽化が進む中、今後ますます重要性が高まると予想される保健・福祉分野における中核拠点としての機能を有するとともに、子育てセンター機能や図書館の一部機能を取り入れるなど、文化センター等既存施設との連携から、新たな交流と生きがいつくりの場を形成するため、公共施設等総合管理計画などにおいて、中之条地区への建設を進めることとしております。

この複合施設は、まさに第6次長期総合計画に掲げたまちの将来像「輝く未来を奏でるまち」を体現する施設になるものと捉えており、福祉・子育て・保健関連のみならず、交流の創出や住民参加のまちづくり、産業の活性化、災害対応力の強化など、将来にわたるまちづくりにおいて、大変重要な役割を担うものと考えております。

また、施設建設にあたりましては、SDGsの理念に照らし、あらゆる年齢層の方に親しまれ、楽しみや交流の場として、また、悩みや課題解決の場として、多様な方々がそれぞれの目的で利用できるよう対応していく必要があるものと考えているところであります。

さらには、本施設は役場庁舎から離れて立地することが想定されるため、DXの積極的な推進により、物理的な距離によるデメリットを解消し、施設自体の利便性を向上させるのみならず、ひいては町全体の行政サービスの質を高めていくことを目指しているところであります。

こうした建設理念から、今後、現行施設の利用者や様々な立場の方々のご意見も広く伺う中で、ビジョンを固め、基本構想・基本計画の策定から、設計、そして建設と、段階を踏んで着実に進めてまいりたいと考えているところであります。

最後に、二の水道事業の広域化についてであります。水道事業につきましては、人口減少に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化による更新費用の増加などが見込まれることに加え、担い手の不足、多発する大規模災害への対応などから、経営環境の悪化が全国的な課題となっ

ております。こうした課題に対応するため、平成30年に水道法が改正され、広域連携の推進を含む事業の基盤強化の方向性が打ち出されました。

ライフラインの根幹である上水道は、平時での適切な料金による、安心・安全かつ安定的な供給に加え、災害時への備えや対応も不可欠でありますので、これを健全に維持するため、当町としても広域化の検討には積極的に参加をしていく必要があると考えているところであります。

令和2年には、当町を含む上田市、千曲市、長野市の水道事業の給水区域が厚生労働省事業によるモデル地区として選定され、そこで行われた水道施設の最適配置計画の検討結果が公表されました。

これを受け、当町を含む4関係市町及び県企業局により上田長野地域水道事業広域化研究会が設置され、共に将来を見据えた、地域にふさわしい水道事業の在り方について、広域化に向けた検討が進められているところであります。

昨年実施されました広域化・広域連携に関する財政シミュレーションの結果といたしましては、広域化による施設規模の適正化や国庫補助金の活用などから、広域化を行わなかった場合に比べ、水道料金に反映される管理等の経費について、地域全体の合計で、50年間に669億円の抑制効果があると試算されております。

こうした点を含め、これまでの研究会において検討をしてきた当地域での水道事業の現状と課題、想定される将来の水道事業の在り方について、水道を利用する皆様の視点からご意見を伺うことは大変重要なことであります。

こうしたことから、事業体ごとに水道利用者を対象とした説明会を開催しており、当町におきましても、10月6日、県企業局とともに説明会を開催し、48名のご参加をいただく中、県企業局から水道事業の概要や、検討結果についての説明がなされました。

また、私からも、千曲川の左岸側、これは村上地区になりますが、のみに敷設されている水道送水幹線について、災害時も含めて全町に安定した給水を行えるよう、右岸側へも幹線を敷設し、送水幹線の二重化による安全性の確保とともに、災害等の非常時に備えた浄水場間のバックアップ体制の強化として、上田市の染屋浄水場から県営水道の諏訪形浄水場への供給が行える連絡管の新設等の重要性について、お話をさせていただいているところであります。

いずれにいたしましても、安心・安全な水道水が安定的に供給がされ、将来にわたって持続可能な水道事業を構築するため、当地域を給水区域とする水道事業の将来のあるべき姿について、県営水道及び関係市とともに、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

今回、様々な事業を通じまして、まちづくりについての多岐にわたるご質問にお答えをいたしました。さきに申し上げました第6次長期総合計画における、まちの将来像「輝く未来を奏でるまち」には、自然・人・産業・基盤と、全てがつながり、それぞれの輝きが調和した

ハーモニーを奏でることにより、新たな価値を創出し、持続可能なまちづくりを成し遂げると  
いう想いが込められております。

この想いを実現するべく、誰一人取り残されることのない輝く未来に向かって、様々な課題  
を一つずつ解決・実現し、それぞれの事業を着実に推進してまいりたいと考えているところであり  
ます。

**建設課長（関君）** イ．道路交通網の整備についてのうち、町道A01号線改良工事の状況につ  
いてから順次お答えいたします。

町道A01号線の拡幅につきましては、南条鼠、新地地区から北へ向け、道路事業として国  
の交付金を活用し道路改良事業に取り組んでまいりました。

また、中之条の逆木通り、文化センターグラウンド北の交差点から南に向けましては、当時、  
街路事業として整備してきており、道路事業とともに二つの交付金を活用して施工してきた経  
過がございます。

現在では、国の交付金事業が社会資本整備総合交付金として一本化され、当町が現在事業展  
開している工区としましては、平成19年度から事業着手しております南条小学校東側の金井  
工区と、令和3年度より事業着手しております金井振興センター入口付近の保地工区の2工区  
があります。交付金を活用して車道幅員9メートル、両側歩道幅員が3.5メートルの全幅  
16メートルの道路改良事業を進めているところでございます。

現在、実施している2工区の状況及び文化センター以北の見通しについてのご質問でござい  
ます。まず、金井工区につきましては、用地補償契約及び道路事業完了に向けた用地交渉を進  
めているところでありまして、今後、地権者との協議が整い、契約が済んだ段階において道路  
拡幅工事を実施していく予定であります。

また、保地工区としましては、新たに令和3年度に事業認可を受けたところでありまして、  
今年度は全長227メートルの測量設計が完了しまして、基本設計及び道路線形につきましても、  
関係地権者の皆様からおおむねご承諾をいただいたことから、現在は来年度以降の事業進  
捗を見据えた上で、用地測量及び道路拡幅部の建物等の補償算定調査を行っているところでご  
ざいます。

なお、平成25年度より事業実施してきておりました酒玉工区につきましては、谷川に架か  
る若草橋交差点から金井大口交差点付近までの約130メートルにつきましては、今年8月末  
に関係者の皆様のご協力とご理解により完成しました。事業が完了したところでございます。

南条地区の町道A01号線改良事業につきましては、本年度完成した酒玉工区の終点である  
大口交差点付近から保地工区終点間のおおむね155メートルにつきましては、未事業認可区  
域となっているところであります。国の交付金事業を活用していることから、現在実施してい  
る2工区の完了の見通しがついた段階で事業認可の申請をすることとしております。

また、文化センター以北の坂城地区につきましては、南条地区が全線完了した後に事業着手する形になろうかと考えているところでございます。

こうした中で、坂城地区の町道A01号線産業道路につきましては、昨今の交通量及び大型車通行の増加によりまして舗装の経年劣化が見られたことから、より安心・安全な道路として通行していただけるよう、平成28年度以降、文化センター北交差点から戌久保、四ツ屋地区へと道路の路盤の改良も含めた車道部の全面的な舗装修繕工事を継続して実施してまいりました。

本年度につきましては、9月には、昼間の車両交通量を配慮した中で夜間にて工事を施工しまして、四ツ屋地区延長約130メートルの舗装工事が完了したところでございます。

また、本年3月には、同じく舗装の傷みが点在しておりました坂城高校下交差点から旭ヶ丘点滅信号までの間、約570メートルにつきましても、休日を利用して車道全面舗装の工事を実施したところでございます。

今後につきましては、まず、南条地区の未整備区間の早期の完成を目指すとともに、坂城地区の道路拡幅事業に早期に取り組めるよう、事業推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、二．水道事業の広域化についてお答えいたします。

上田、長野地域の水道事業につきましては、県、上田市、千曲市、長野市とともに将来を見据え、地域にふさわしい水道事業の在り方について、広域化を一つの方向性として検討するため、上田長野地域水道事業広域化研究会を設置し、当町も参画してきたところでございます。

昨年を実施しました広域化・広域連携の財政シミュレーションの結果につきましては、これまでの研究会において検討をしてきた当地域での水道事業の現状と課題、想定される将来の水道事業の在り方について、エリア全体の水道を利用する皆さんの視点からご意見を伺うことが大変重要なことと考えておりまして、各事業体ごとに説明会を開催しております。

当町につきましては、町内のエリアのほとんどが県営水道上田水道管理事務所からの水道供給エリアとなっていることから、県企業局とともに10月6日に役場講堂において説明会を開催いたしました。

説明会の内容といたしましては、県企業局より水道事業の概要や研究会における検討結果について、また、先ほども町長さんから答弁がありましたが、水道送水幹線二重化、また浄水場間の連絡管の新設によりまして、災害時に安定した給水が行える、そういった重要性について説明をしたところでございます。

説明会において、参加された皆さんからは、広域化後の事業主体の在り方や民間委託の考え方について、また、県企業局との関わり方のほか、広域化の目標年度などに関する意見が出され、これに対して、現時点での考え方について説明させていただいたところでございます。

また、ご出席をいただいた皆さんにアンケート調査をさせていただきました。そのアンケー

トの内容でございますが、説明会の内容を理解することができたかとの問いにつきましては、アンケートに回答いただいた全ての皆さんから、よくわかった、もしくは大体わかったとご回答いただきました。

なお、説明会に参加するまでに、水道事業の現状把握についての問いにつきましては、人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う費用の増加、自然災害に対する危機管理対策の強化など、あらかじめ今後の水道事業に対する危機意識をお持ちいただいた中でご参加いただいたようにうかがえました。

また、今後の水道事業に望むこととの問いに対しましては、災害時を含む水道の安定供給、また、水道料金の上昇抑制などがありまして、説明会にご参加いただきました皆さんには、当地域で検討している広域化・広域連携について、一定のご理解をいただけたものと認識しております。

なお、説明会の内容につきましては、当町が県営水道の上田水道管理事務所による給水エリア地域となっていることから、同広報誌において、今後お知らせしていく予定となっております。

そのほか、各事業体での説明会といたしましては、上田市、千曲市、長野市におきまして、共に市で運営する市営水道と県営水道により、給水エリアごとに水道水を供給していることや、給水人口もそれぞれに異なることから、地域の実情、またコロナ禍での開催ということを踏まえまして、参加人数を考慮しながら、順次、水道をご利用いただいている皆さんへ説明会を開催させていただいている状況でございます。

現在までの開催状況といたしましては、上田市では地域協議会において開催しており、千曲市では地元区長、自治会長への説明会、また、一般市民向けの説明会を開催しているところでございます。また、長野市におきましては、住民自治協議会、それと一般市民向けの説明会を開催しているというふうにお聞きしております。

説明会では、メリット・デメリットとともに広域化・広域連携の必要性について説明させていただく中で、地域ごとの要望につきましては、多々ご意見をいただいている状況とお聞きしております。

次に、今後の説明会の予定についてでございますが、昨年実施しました業務に加えまして、さらなる検討を進めるために、今年度は、より詳細なシミュレーションを行いまして、効果を算定する業務を実施しているところでございます。

検討の内容につきましては、提供すべき必要な情報を町民の皆さんに報告し、ご理解いただくことは大変重要なことだと考えております。具体的な内容、それから実施時期につきましては、検討結果を踏まえまして、研究会において検討しまして、各事業体と足並みをそろえて進めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしても、国の補助金を最大限に活用すること、これは大変重要なことではありますが、水は命の根幹でもありますので、まずは住民の皆さんへ丁寧な説明をさせていただきまして、ご意見をお聞きしながら、安全で安心な水道水が安定的に供給できるよう、また、将来にわたって持続可能な水道事業を構築するために、当地域を給水区域としております水道事業の将来のあるべき姿について、県企業局、また、関係市とともにさらなる協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

**福祉健康課長（堀内君）** 私からは、ロ、複合施設の建設についてのご質問にお答えいたします。

複合施設の建設予定地につきましては、文化センターの東側、現在の老人福祉センターの周辺を想定しております。面積につきましては、現時点では基本構想の策定前であり、複合施設の具体的な規模等が決まっておきませんので、現状において、事業用地の面積をお示しすることは困難であります。今後、検討を進める中で、必要となる土地の範囲や面積について詰めてまいりたいと考えております。

次に、建設準備委員会の委員の人数、人選につきましては、保健福祉等複合施設建設準備委員会設置要綱に定めております。まず、人選につきましては、複合化する個別の施設がそれぞれに担うべき機能に加え、交流の創出や地域活性化といった機能や役割も踏まえる中で、保健、福祉、子育て、生涯学習、まちづくり等の各分野に関わる団体の代表者等を選任しております。また、人数につきましては、要綱において15名以内とする中で、関係団体の代表者等13名に委嘱をしております。

建設準備委員会につきましては、11月に第1回目の委員会を開催し、町から複合施設の方向性について説明させていただくとともに、その際、委員の皆さんから複合施設に対するご意見をいただいたところであります。

今後の建設準備委員会につきましては、年内に他市町村の複合施設への視察を予定しており、年度内に1回もしくは2回の委員会の開催を予定するところであります。

次に、建設準備委員会から建設委員会への移行についてであります。現在、建設準備委員会において、基本構想の策定に向け、委員の皆さんからご意見、ご提案をいただいているところであります。

来年度予定しております基本計画の策定にあたって、現在の建設準備委員会を拡大する形で複合施設に関係される方々により、幅広くご参画をお願いする形で、地域の要望等、より広く、より多くのご意見、ご提案を受けられる場として建設委員会に移行してまいりたいと考えているところであります。

事業費につきましては、令和3年に策定した公共施設個別施設計画において、本体工事費を16億円としているところでありますが、あくまで想定の金額であり、今後基本構想を策定し、施設の規模や配置等を決定していく中で、物価高騰の影響といったものも勘案し、算定してま

いりたいと考えております。

次に、保健福祉等複合施設整備基金の現在の積立残高でございますが、今議会の補正予算に計上した積立金を含めまして、3億33万6千円という状況であります。

複合施設の建設にあたっては、多額の建設費用が必要となることに加え、最近の急激な物価の高騰等の影響を考えると、より多くの財源が必要となってくることが予想されますことから、今後も積立てが可能な状況があれば積極的に積み立ててまいりたいと考えております。

**企画政策課長（伊達君）** 私からは、ハの人材確保について、地域おこし協力隊の受入れのご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊は、平成21年度から総務省が行っている施策で、三大都市圏をはじめとする都市地域から過疎地域等に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱をするものであります。

隊員は、おおむね1年から3年、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であります。

総務省では、地域おこし協力隊導入の効果として、受入れ自治体に対しては、行政ではできなかった柔軟な地域おこし策や、住民が増えることによる地域の活性化といった点を、また、地域には、新たな視点で協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与えるといった点を挙げております。

地域おこし協力隊員の委嘱期間終了後の定住状況としましては、総務省から活動地の近隣市町村を含む同じ地域に定住した割合が公表されておりますが、この基となります総務省の調査におきましては、3月末までに任期を終了した隊員について、終了直後の5月時点の状況調査であることや、任期を待たず1年未満で退任した隊員は対象としていないなど、長い目で見た場合の定住にどの程度つながっているのかまでは、はっきりとしないといった状況でございます。

ご質問にありましたとおり、近隣市町村でも協力隊員の受入れ実績がございますが、反面、ニーズや受入れ地域とのミスマッチ、隊員の任期終了後に引き継ぐ方がおらず取組が継続されないなど、制度運営の難しさ、あるいは業務や生活面など多方面にわたる手厚いサポートに関わる職員の負担増大などが課題として挙げられており、お隣の千曲市においても、令和3年度以降、隊員の受入れはしていない状況とお聞きをしているところであります。

こうした状況も踏まえまして、国や県におきましては、これまでに各市町村から寄せられた課題などを整理し、地域おこし協力隊のハンドブックや、受入れ自治体向けの手引の作成、隊員向け、自治体向けそれぞれの研修会の実施など、地域おこし協力隊の推進に向けた取組を進めております。

町におきましても、誰もが住みたい、住み続けたいと思える魅力的なまちづくりを進めるため、各種審議会等において、町内外を問わず様々な経験や新たな視点を有する有識者の方に加わっていただくなどの対応を継続して行っております。

今後ますます幅広い視点でのまちづくりが求められる中、地域おこし協力隊の活用も、多様な人材の確保を図るための方策の一つと捉えております。

一方、地域おこし協力隊は、任期中のみならず任期終了後の定住まで見据えた長期的な観点も加え、受入体制等の整備や委嘱期間終了後の対応等、様々な課題を整理する必要があり、そうした点を含め、適切な活用方法等について研究してまいりたいと考えているところでございます。

**12番（西沢さん）** ご答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

ハの複合施設の建設について、基本構想が固まったところで建設委員会を立ち上げるということでございますので、令和5年度末頃になるでしょうか。様々な分野の皆様の参画により、十分に要望・意見を反映させていただきたいと思っております。

そこで1点だけお尋ねいたします。大変大きな事業になりますが、この複合施設の完成の見込みは一体いつになるでしょうか。その点だけお答えをいただきたいと思っております。

**福祉健康課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

複合施設の完成の時期につきましては、令和3年に策定いたしました公共施設個別施設計画の時点では、建設工事を令和8年度から9年度と想定しておりました。土地の取得ですとか資材の調達等、様々な外部的な要因もありますことから、あくまでも現在の想定といったお話になるかと思っておりますが、少しでも早い時期での完成をということでもあります。本体建設工事につきましては、8年度中の竣工を目指し、建設準備委員会、建設委員会での協議、検討を踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

**12番（西沢さん）** まちづくりについて、大きな項目でお聞きしました。今後の数年で国道バイパスは大きく伸展、また、インター先線延伸事業は、テクノ工業団地までの間は令和5年度中に開通を目指しているということでございます。また、その先についても計画が進められています。大きな交通ネットワークが完成するという事になると思っております。

また、複合施設の建設につきましては、ただいまのご答弁で令和8年度竣工を目指しているということでございますので、ぜひ計画どおりに進めていただきたいと思っております。文化センター周辺は文化、スポーツ、健康、福祉の総合的なエリアとして整備されます。既存施設との連携により、計画の目的である交流と生きがいがづくり推進エリアが形成されるよう期待しております。

それでは、続いて、2番目の町奨学金についてお尋ねいたします。

義務教育を終えて進学し、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者

に対して奨学金を給与することを目的とする、これは昭和45年3月19日に制定された坂城町奨学金の給与に関する条例です。ちなみに、施行は昭和46年となっています。1人月額5千円を給与する返済の必要がない給与型で、所得制限なしの当時画期的なすばらしい制度だったと思います。

今の学生たちの状況はどうでしょうか。特にここ3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響や今年に入ってから急激な物価高により、親元を離れている学生たちにとって経済的に厳しい状況下にあることは明らかです。

今、大学生、短大生、専門学校生の2.6人に1人が奨学金制度を利用している現状があり、また、貸与型奨学金を利用している多くの学生が卒業後の返済に不安を抱いていると指摘されています。

坂城町にゆかりのある企業や個人の方が創設したすばらしい奨学金の制度があります。また、上田市では高校生対象の奨学金制度を創設、小諸市、佐久市でもいろいろなタイプの制度がありますが、応募資格等により、全ての学生が対象になるわけではありません。坂城町の学びたい意欲のある学生たちをもっともっと応援したいと思いませんか。

そこでお尋ねします。イとして、坂城町奨学金の現状はです。

奨学金申請から給与までの流れはどのようになっているのでしょうか。また、現在の当町の奨学金給与の状況について、過去3年間の対象者別人数をお聞きます。

次に、ロとして基金について。

まず、原資を確保しなければこの事業は成り立ちません。現在の基金残高と年度末残高の見込みをお聞きます。毎年利子分を積み立てている状況ですが、例えばふるさと寄附金からの繰入れ等の考えはないのでしょうか。

最後に、ハとして新たな奨学金制度をです。

現在の月額5千円給与では、あまりにも現状とかけ離れています。金額を増額するなど、新たな制度をつくる考えはないのでしょうか。

以上で1回目の質問といたします。

**教育長（清水君）** 2. 町奨学金について、イ. 坂城町奨学金の現状はのご質問から、順次お答えいたします。

町では、義務教育を終えて進学し、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学金を給与することを目的とし、その事業運営のために奨学基金を設置し、給付型の奨学金制度を実施しているところでございます。

まず、奨学金の申請から給与までの流れについてであります。奨学金の給与を受けようとする者は、卒業した学校の校長または在学する学校の校長等の推薦を受け、願書に推薦調書を添えて提出いただいております。

給与の要件といたしましては、世帯所得が一定の所得金額以下であることや、他の奨学金を利用してないかなどがございます。

推薦調書には、能力があることを示す合格通知書の写し、または在学証明書、経済的理由によって修学が困難な状況を確認するための世帯全員の所得証明書を添付していただき、教育委員会において要件を満たしているかなど確認した上で、認定の可否を審議し決定しているところでございます。

奨学金の給与額は、月額5千円以内で、年間で6万円以内となりますが、9月及び翌年の3月の年2回に分けて給与しているところでございます。

次に、奨学金の給与件数の過去3年間の実績であります。令和2年度が高校生7名、大学生1名の計8名、令和3年度が高校生6名、専門学校生1名、大学生1名の計8名、令和4年度につきましては、高校生9名、専門学校生1名、大学生1名の計11名となっております。

続いて、ロ. 基金についてお答えいたします。

初めに、奨学基金の残高でございますが、令和3年度決算時点で757万円となっております。そこから、今年度給与予定の11名分の奨学金、計66万円を差し引き、預金利子分を見込みますと、令和4年度末の基金残高は692万円となる見込みでございます。

ご質問にもありましたように、毎年、預金利子のみの積立てでございますので、基金の残高は年々減少している状況であります。

町といたしましても、奨学金制度を維持していくため適正な基金運用が必要と考えております。奨学基金の積立てにつきましては、坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例におきまして、「坂城町一般会計からの繰入金及び奨学の目的をもって寄付される寄付金その他の収入をもって積み立てるものとする。」とされておりますので、給与の状況や基金残高などを勘案する中で、ふるさと寄附金も含め、基金への積立財源の確保などについて、今後、検討していく必要があると考えているところでございます。

次に、ハ. 新たな奨学金制度をについてお答えいたします。

奨学金の給与額につきましては、昭和46年の制度開始当時は月額1,500円からスタートし、現在の月額5千円とした昭和55年の改定以降、見直しを行っていない状況でございますが、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に伴う経済的影響等が生活にも及んできていたことから、坂城町特別応援奨学金として、時限的に月額5千円を追加給与した経過もございます。

奨学金給与額改定から40年以上が経過しており、また、近年の物価高騰などの状況も鑑みますと、給与額の増額について具体的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、他の市町村で行っているような学校の区分別などの新たな給与制度につきましては、今後、研究してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、町といたしましては、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって修学を断念せざるを得ない状況にある町民を支援するため、今後も奨学金制度を活用していただき、次代を担う若者の修学を支援してまいりたいと考えております。

**1 2 番（西沢さん）** 町奨学金制度についてお聞きいたしました。新たな奨学金制度について、検討の余地があるというふうに受け取りました。これから研究していくということですが、今までの対象者を広くという考えも理解しています。現状では高校生中心ということは、金額からいえばこれは仕方がないというふうに考えられます。

そこで、もう一度再度お尋ねしたいのですが、先ほどご答弁にありましたけれども、高校生、また親元を離れて修学している大学生、専門学校生など、対象者を分けて、金額もそれぞれ設定して新しい奨学金制度が考えられないでしょうか。再度お伺いいたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。

ほかの市町村で行っているような学校別などの新たな給与制度につきましては、財源の確保、また、給与対象や給与額など様々な研究が必要と考えておりますので、今後様々な件につきまして研究をしてまいりたいと考えております。

**1 2 番（西沢さん）** 改めて検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが、誰もが生き生きとこの町で暮らし続けたい、そしてそんな町を次の世代につなげたいという思いで質問をいたしました。先行きは本当に不透明ですが、将来に向けて着実に進化し続ける町であることを願い、私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで昼食のため、午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0 時 0 1 分～再開 午後 1 時 3 0 分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

1 3 番 塩野入 猛君の質問を許します。

**1 3 番（塩野入君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1. 1 8 号バイパスの工事状況について

国道 1 8 号バイパスも平成 2 3 年の事業化から既に 1 2 年が経過しようとしており、私の一般質問も今回で 9 回目になります。工事が進み始め、網掛地籍においては盛土の工事がされ、部分的にバイパスルートの形状がわかり始めました。そうした状況を踏まえ、これまで行ってきた質問を整理しながら、早期の完成、供用開始を期待しながら質問をいたします。

イ. 工事の進捗状況について

為替の円安やウクライナ侵攻などにより様々な物価が急上昇し、建築資材も大幅な値上げや資材不足が顕在化しています。1 8 号バイパス坂城町区間の総額は 1 1 0 億円と聞いていますが、国土交通省長野国道事務所では、資材の高騰や資材不足などはどのように見ているので

しょうか。また、総額の110億円に変化はないのでしょうか。

用地取得の不足分を用地国債として令和元年度まで坂城町土地開発公社が一部先行取得しています。国の買戻しは順調にされているようですが、来年度、令和5年度には全ての土地が買戻される予定になっています。今年度の買戻し状況と5年度の予定を伺います。

長野県埋蔵文化財センターによる埋蔵文化財発掘調査の現地説明会が11月3日に行われたと、そのようにUCV、上田ケーブルビジョンが報じたのを見ました。上五明条里水田址のある場所であり、力石バイパスの建設のときの発掘調査で、古墳時代や平安時代の集落跡などが確認されています。埋蔵文化財調査の状況をお聞きいたします。

バイパス予定地には、高い煙突のように見える大きな機械やサイロのような建物があるわけですか。これです。こういう機械があるわけですか。これはとてつもない高さでありますので、当然に近隣住民の皆さんの関心が集まってきているわけです。何か地盤の緩い土地を固めているというようなことですが、これは何をしているのでしょうか。これはちょっと状況をお聞きしたいと思います。

今年度、令和4年度の予算は8億、そして内訳は工事が3.5億、調査・設計1.5億、用地3億との説明がありました。工事は進められているので、工事の状況はわかりますが、この調査・設計の1.5億は何に使われているのか。用地3億は、企業、事業所の取得が進んでいないというふうに聞いていますが、その状況をお聞きいたします。

#### ロ. 今後の工事の見通し

今年度、令和4年度も残り3か月余りとなりました。工事の進捗状況はどんなでしょうか。計画どおり進められているのでしょうか。今年度はボックス工事がされるというふうに聞いていますが、網掛には2か所計画がされておりまして、上流の函渠の予定地辺りでは、今重機が盛んに動いていますが、そこに設置される工事でしょうか。その辺はどうでしょうか。

それからもう一つ、下流側の住宅地の場所は、今のところ何の動きもないんですが、この辺はいつ頃になるのでしょうか。

バイパスの坂城町区間は町の平野部に計画され、橋もトンネルもない極めて工事が進めやすい地形ですので、用地取得と財源の確保がなされれば円滑に進むものと思われまます。工事も佳境に入ってきたと思われる中で、完成、供用開始に向けて、その目安はつき始めているのではないかと考えられますが、その見通しについて伺います。

**町長（山村君）** ただいま、塩野入議員さんから、1番としまして国道18号バイパス建設という質問がありました。私のほうからは、今年度の建設促進の取組状況を中心に全般的なお話をさせていただき、詳細につきましては担当課長から答弁をいたします。

さて、ご案内のように、坂城更埴バイパス、坂城町区間の3.8キロにつきましては、平成23年度に、国の直轄事業として事業化され、測量・地質調査や道路予備設計、そして関係機

関との協議に着手してまいりました。

今年度の国道18号バイパス坂城町区間につきましては、長野国道事務所によりますと、約8億円の事業費が配分され、調査設計と埋蔵文化財調査、用地買収、改良工事を実施するという予定になっておりまして、現在、順次事業が行われているというところであります。

この国道18号バイパスの整備につきましては、渋滞の解消等による利便性の向上をはじめ、当町の産業・経済の発展や地域の活性化に不可欠なものであり、交通インフラの整備は、防災面からも非常に重要な取組であることから、早期完成に向けて事業を推進するとともに、積極的に要望活動を展開してまいりたいと考えております。

また、国道18号バイパスにつきましては、平常時、災害時を問わない安定的輸送を確保するための物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路として、今年4月1日に指定されたところであります。今回の指定により、国道18号バイパスの重要性がさらに増し、機能強化や重点支援が実施されることで建設促進に向けた取組がより一層進むことを期待しております。

今年度の建設促進の取組状況であります。5月25日に阿部知事と長野地域の首長が出席し開催された長野地域活性化推進会議の中で、私からは、本県における産業発展の観点からの基幹道路網整備として、国道18号バイパスと坂城インター線先線及び延伸の整備促進が重要であることを改めて発言させていただいたところであります。

また、町の要望活動としましては、建設促進に向けた取組として、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の総会を8月24日に役場講堂にて開催いたしました。総会では、長野国道事務所から国道18号バイパスの進捗状況の説明を受けるとともに、千曲建設事務所からは、県道坂城インター線先線事業の進捗状況についての説明がありました。

あわせて、坂城町と長野市、千曲市、上田市で組織する新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会におきましても、関係市とともに8月26日に、国土交通省長野国道事務所及び県建設部に対して要望活動を行ったところであります。

なお、新型コロナウイルスの感染状況が一時落ち着きを見せたことから、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会におきまして、私と小宮山議会議長さん、同盟会の会長である千曲市長と千曲市議会議長により、10月11日に国土交通省及び財務省と県選出の国会議員に対し、対面による東京での中央要望活動を行ってきたところであります。

国道18号バイパス坂城町区間は、事業化から今年で11年となり、盛土工事や道路改良工事が順次行われ、目に見える形になってまいりましたが、現時点では供用開始の時期などについては、いまだ明確には示されていない状況であります。

また、国道バイパスと交差する坂城インター線先線の延伸につきましては、現在、千曲建設事務所において予備設計が終了し、事業化を目指した事業評価への準備を進めているところで

あります。

この国道18号バイパスと坂城インター線が接続することにより、坂城インターチェンジへのアクセスが飛躍的に向上し、交通混雑の緩和や産業等の活性化として、当町のみならず近隣地域を含め、人流・物流などが劇的に変化することが期待されているわけであります。

また、有事の際には、一部区間の途絶による全体の機能不全につながらないように、交通ネットワークの多重化といった効果も期待され、千曲建設事務所において、今年11月に綱掛地区と中之条地区の地権者の皆さんに対し、事業説明会を開催したところであります。

国道18号バイパスとインター線先線の延伸は、地域の皆さんの思いをつなぐ道路でありますので、引き続き、議員各位をはじめ、地域や企業、近隣自治体とも協力しながら、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**建設課長（関君）** 国道18号バイパス建設について、今年度の工事の進捗状況と今後の工事の見通しについてお答えいたします。

まず、坂城更埴バイパス、坂城町区間3.8キロメートルの事業計画でございますが、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、全体事業費につきましては110億円で計画されております。

ご質問のありました最近の為替の円安や、ウクライナ情勢等に伴う物価の上昇や建築資材の高騰による総事業費の見直しについてでございますが、平成23年度に国の直轄事業として事業化された際に、当初計画されました先ほどの全体事業費110億円につきましては、これまで変更はされてきておりません。

なお、全体事業費に変更のある場合につきましては、国土交通省関東地方整備局で実施しております事業評価監視委員会、そちらで審査を経て決まってくるものと認識しております。

次に、町土地開発公社による国道18号バイパス用地の先行取得分につきましては、国からの依頼に基づきまして、平成27年度、30年度及び令和元年度に実施しておりまして、3年間で6万1,500平米の用地につきまして、約6億円で先行取得しております。

今年度の買戻しは、約1万1,070平米となっております、既に約9千万円で買戻しが完了となったところであります。

なお、先行取得用地につきましては、取得の翌年度から4か年をかけて国による買戻しが行われるために、令和元年度分の買戻しは令和5年度が完了年度となりまして、残り約4,070平米が買い戻される予定となっております。これにより先行取得用地の全ての土地の買戻しが終了となる予定となっております。

続きまして、今年度実施している月見地区の工事の内容でございますが、工期は令和4年7月から来年3月までとなっております、軟弱地盤におきまして土質性状の改善、地盤支持力の増加を目的に地盤改良工事を行うものでございます。

工事の方法としましては、粉体状の固化材と土を攪拌混合しまして、円柱状のパネルを土中に形成することで、それによりまして地盤の強度を増す工事となります。この工事の特徴としましては、軟弱地盤の支持力、安定性が改善できること、原位置で固定化する工法であるために、建設発生土、建設土砂の発生土になりますけれども、それが少ないこと、他の工法に比べて短期間に強度が得られることが挙げられるものでございます。

次に、今年度の事業費のうち、調査・設計の内容と用地取得の状況でございますが、長野国道事務所にお聞きしたところ、調査・設計につきましては、道路の実施設計と埋蔵文化財調査の実施に関する費用となっております。

また、用地取得についてでございますが、国道18号バイパス坂城町区間の用地買収の進捗率につきましては、令和4年3月末時点で82%となっております。現在、用地交渉を行っている方に補償金の算定に必要となる調査や資料の提出など契約に向けた協議にご協力をいただいているところでございまして、今後につきましても用地取得の進捗に向け作業を進めてまいりたいというところでございます。

続いて、ロ、今後の工事の見通しについてでございますが、今年度の工事の進捗状況につきましては、長野国道事務所からは、現時点では計画どおりに進んでいるとの回答をいただいております。

また、網掛地区のボックス工事についてであります。2か所のうち南側につきましては、当初の計画箇所に施工する予定でありまして、盛土による地盤改良が完了しましたので、今後、詳細が決まり次第、地域の皆様にお知らせしていきたいと考えているところでございます。

下流側につきましては、搬入路の関係等が整い次第、着手する予定となっております。今後、いずれにしましても、詳細が決まった段階で地域の皆さんにお知らせしていきたいというように考えております。

最後に、バイパス工事の完成、供用開始に向けての見通しというご質問でございます。現時点では、供用開始の時期などについては示されてはおりませんが、町といたしましても、早期供用に向けて、事業の進捗を図るべく、関係機関への働きかけを引き続き行ってまいりたいと考えておりまして、議員の皆様はじめ、地域の皆様、企業の皆様、近隣自治体と協力しながら国道事務所、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて、国道バイパスの整備促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 私からは、イ、工事の進捗状況についてのご質問のうち、埋蔵文化財調査の状況についてお答えいたします。

国道18号坂城更埴バイパス建設予定区間の上五明地区、上五明条里水田址につきましては、過去の発掘調査において平安時代の水田跡や集落跡、古墳時代の集落跡が発見されていることから、令和3年度から長野県埋蔵文化財センターによる埋蔵文化財発掘本調査が実施されてい

るところでございます。

令和3年度の埋蔵文化財発掘本調査では、竪穴建物跡18軒、土坑46基などが見つかри、その竪穴建物跡からは、内面に花びらのような暗号が描かれた土器が見つかっております。さらに0.5メートル下の層からは、洪水により堆積した砂の層に覆われた水田跡が確認されました。

令和4年度発掘本調査についての現地説明会が、11月3日に県埋蔵文化財センターの主催により、上五明の発掘調査現場で開催されました。

今年度の発掘本調査では、平安時代の竪穴建物跡7軒、製鉄炉跡1基が見つかっております。この製鉄炉は直径60センチの筒型で、原料となる砂鉄や木炭を入れて高熱で熱し、鉄滓（てっさい）をかき出しながら鉄塊を作り出していたと考えられるとのこと。

また、羽口や砥石、鉄滓（てっさい）などの鉄生産遺物や苧引金（おびきがね）や紡錘車（ぼうすいしゃ）などの鉄製品が出土され、この集落で鉄器作りが行われていたことがわかったとお聞きしているところでございます。

**13番（塩野入君）** 今、埋蔵文化財の発掘調査説明会、これは11月3日に発掘の説明会を開催したんですけれども、埋文センターでは、上五明や上平には伝えたが網掛方面には伝えなかったということで、私もそれを実は知らなかったんです。町民の中には埋文や歴史に興味のある人もいらずで、これは広報や防災無線により周知ができたはずだと思うんです。

それから、今もあったように、バイパスの予定地の大きな機械やサイロのような建物が何かわからないから、私に聞いてくれということもあって今日聞いたんですが、そんなような現実もあるわけであります。

私は、これまでも地元への工事の内容や進捗状況を回覧でもいいからやってほしいと、一般質問で幾度となく要望はしてきたが、実現したためしがありません。国道事務所も聞けば答えるでしょうが、事務所側からの地域住民に積極的に状況説明の考えは持っていないように思えてならないわけであります。

ここに来て初めて関建設課長のお名前でも、この19日に現場説明会の案内が来ました。そういうことをしていただいて、これからも国道事務所と地元住民とのパイプ役を太くして、地元との円滑な一つの役割を担っていただきたいが、その辺のお考えはどうでしょうか。

それから、今年3月の第1回議会の一般質問で、網掛と小網地区のバイパスへの接続道の要望をいたしました。その後、関建設課長も含めて国道事務所側の担当者と対面で私が詳細説明をしたわけでありますが、いまだに何の回答もないわけでありますが、その要望が聞き入れられたのかどうか、その辺も併せてお聞きしたいと思います。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。

埋蔵文化財発掘本調査の現地説明会につきましては、県埋蔵文化財センターの主催により行

われ、この現地説明会のお知らせにつきましては、発掘作業開始を通知した地区として、上五明区、上平区の各区長を通じて区民にお知らせをしたとのことでした。

発掘作業開始通知につきましては、現地周辺の耕作者や土地所有者、騒音・粉じんなど作業の影響が大きい地区にされるものとお聞きしております。

また、現地説明会につきましては、コロナ禍以前はマスコミなどへ情報提供をし、多くの方に来ていただくよう周知されていたようですが、令和3年度、4年度につきましては、コロナ禍での開催であることから、来ていただく方など規模を縮小し開催されたとのことでした。

このため、周知につきましてもマスコミなどへの情報提供は行わず、発掘作業の影響の大きい地区への通知と県埋蔵文化財センターホームページに掲載したほかは、周辺商業施設への掲示依頼のみとお聞きしております。また、町といたしましても、県埋蔵文化財センターにおいて周知など制限をしていることから、広報や防災行政無線での周知をいたしませんでした。

今後につきましては、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、県埋蔵文化財センターと協議をする中で、必要に応じて周知してまいりたいと考えております。

なお、町では町民への周知といたしまして、発掘調査結果として現場説明会の内容を町ホームページに掲載したところでございます。

**建設課長（関君）** 国道バイパス予定地の沿線住民の皆さんへ、バイパス工事の状況、また進捗状況についての情報提供ということでございますが、沿線住民の皆様方に対しましては、工事の内容ごとに回覧を行って、周知に努めているところでございます。

令和4年度につきましては、上五明地区の地盤改良工事等の道路改良工事の実施、また、バイパス予定地での防護柵の設置、除草作業の実施、また土砂運搬のお知らせ、月見地区の地盤改良工事の実施等々、都度お知らせをさせていただいたところでありますが、引き続き工事内容も含めて広報してまいりたいと考えております。

なお、先ほどの月見地区の地盤改良工事についてでございますが、ご覧のとおり特徴的な工法でありまして、近隣市町ではあまり見かけない工事内容となっているために、長野国道事務所上田出張所と相談する中で、先月には高校で土木を専攻している学生さんを対象に現場での説明会を実施させていただきました。

また、先ほど来、大きな機械だということもありまして、工事が安定してきて工期内に工事が完成するという見通しをまずつけた中で、地域の皆さんにこういったことをお知らせしたらどうかということで、上田出張所の皆さんに私のほうから声かけさせていただきました。そういったところで、工事期間内にできるということがしっかりわかったということで、今月19日に村上地区の区長さんを対象に、こういう工事をしているんだという現地説明会の計画をさせていただいたところでございます。

今後も、工事内容など、こういった機会を地元の皆さんに提供できるように、国道事務所な

どと連絡を取ってまいりたいというふうにご考えているところでございます。

続きまして、接続道の要望でございますが、接道する位置、また交差点形状の検討を国道事務所さんのほうで行っているところでございます。検討が終わり次第、説明を行いたいとのことでございます。

ここ数年、近隣住民の方から村上地区全体で大きく工事が進んだというふうにご意見をいただいております。今後も引き続き、長野国道事務所へ働きかけをする中で、18号バイパス事業全体の広報の手法についても検討してまいりたいと考えております。

**13番（塩野入君）** 18号バイパスのような大きな大規模プロジェクトの工事を地域住民や地元の人たちと円滑に進めるという上で、大事なことは大きく三つあるんですね。その一つは、やっぱり工事を完成に向けてどのように進めていこうとしているかを定期的に伝えること。中身、どうやっているのかというのを定期的に伝えること。それから、二つ目には今進めている工事がどんな工事なのか、それを周知する。そして、三つ目は地域住民や地元の人々が持つ疑問や意見などに、そういうものに答える窓口を明らかにしておく。

こういうことでありまして、工事に入る前の設計図やルート、見取図による説明会では思いつかなかつたり、考えつかなかったことが、工事が進み、その姿形が見え始めると具体的に不安や要望・要求などが出てくるのは、これは自然なことでもあります。地域住民、地元と接する機会や交流を図ることが工事を円滑に進める原点ではないかと思えます。

次の質問に移ります。

野生鳥獣等の被害対策について。

野生鳥獣等による農作物、森林等の被害は、農業者、関係団体、行政機関等を悩ませてきました。本町でも村上地域全域に野生獣侵入防止柵が設置されてきてはいますが、十分な成果とまでは至っていません。加えて、モグラの被害も聞こえてきます。

そこで、野生鳥獣等の被害対策についての私の考えも含めて質問をいたします。

イ．被害の状況

農林水産省によると、農産物の被害額はピークであった平成22年度の239億円から年々減少を続けたが、平成30年度及び令和元年度は158億円、令和2年度は161億円と直近3か年はその減少が停滞している状況であります。本町では、被害額はどのような状況でしょうか。過去数年の被害額の推移を伺います。

熊の出没状況も防災無線にて時折放送がされています。前回の一般質問の答弁をお聞きしますと、ニホンジカ、ハクビシン、熊など合わせて令和元年度126頭、2年度121頭、3年度108頭を駆除したとありましたが、その内訳をお聞きしたいと思います。

モグラの被害も聞こえてきていますが、被害状況は把握しているのでしょうか。お尋ねをいたします。

#### ロ．被害対策の現状と課題

初めに、長野県の農業者平均年齢は67歳だそうです。坂城町の平均年齢は何歳でしょうか。全国的に狩猟免許所持者が高齢化して、担い手不足が顕在化し猟銃者の確保が課題になっています。本町の狩猟免許所持者数とその推移、平均年齢と高齢化の傾向をお聞きいたします。

女性の狩猟免許所持者はいるのでしょうか。また、わな獣者、わなを使ってやるわな獣者の状況あるいは年齢、増減などはどんな状況でしょうか。お聞きいたします。

担い手不足が顕在化し、猟銃者の確保などの課題に向けた対策はどのようにお考えでしょうか。

野生動物侵入防止柵の設置は、村上地域は完了しました。防止柵の維持管理やメンテナンスなどは各区に任せられていますが、人口減少や高齢化が進む中で難しく、課題になっています。支援が必要になってきますが、お考えをお聞きいたします。

また、侵入防止柵も落石防止壁や急傾斜地など危険で設置できないところもあり、完璧に防止はできません。山沿いの田畑は確かに効果がありますが、里の平地や河川敷のほうの農作物に、今被害が生じております。村上地域の侵入防止柵が設置された後の被害調査をされ、対策を講じていただきたいが、伺います。

平成19年には鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣特措法です。これが制定されて、鳥獣被害対策実施隊を設置することができるというふうにされています。

令和3年度の主要施策の成果及び実績報告書には、「鳥獣被害対策実施隊を組織し積極的な捕獲を実施した」と、このようにあります。この実施隊は、鳥獣特措法に基づいた組織でしょうか。そして、どんな捕獲行動をされ、その成果についてお聞きいたします。

ハクビシンによる農作物被害も報告されています。ハクビシンは空家や廃墟家屋の屋根裏などで出産、子育てをして数を増やしている傾向もありますので、こういう住環境面からの数を抑える対策も被害防止の一助になりますが、お考えを伺います。

野生動物の嗅覚は想像を超え、畑に生ごみ残渣を埋めても難なく掘り起こしてしまい、それが被害を助長している向きもあります。一方で、コンポストによる生ごみの残渣処理は効果があるようです。コンポストの購入には補助制度があります。ごみ残渣による被害防止といった生活面からの駆除対策も侮れません。補助制度の拡充など進めていただきたいが、お考えを伺います。

#### ハ．被害対策に向けて

農林水産省では、一つとして鳥獣の捕獲、二つとして侵入防止柵の設置、そして三つ目としてやぶ刈払い等による野生鳥獣を寄せつけない環境の整備の3本柱を主な鳥獣被害対策に位置づけています。本町でも鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置を進めてきていますが、この3本柱に

対するお考えをお聞きいたします。

営農者の減少に加え、高齢化、人口減少により被害対策には限界が見える中で、解決には役場などの公的機関に、相当の知識や経験を有する者、専門的な人材の確保が望まれます。しかし、これはなかなか難しいわけであります。

そこで、例えばJAグループとの共同対策や産学官など広い分野の専門者による組織を立ち上げ、長期的なビジョンの下で強力に推進することが必要と思いますが、いかがでしょうか。

野生動物に市町村の行政範囲は関係がありません。町単独で効果的に被害防止を行うことは、そういう面では困難であります。農林水産省も、市町村が県に対して広域捕獲の要請を行い、県が国の支援を活用して調査や広域捕獲活動を行うことなどに、今前向きな姿勢が見られます。関係市町村や町村会により要請をしてほしいと思いますが、ご見解を伺います。

モグラの被害対策も伺います。モグラの被害が顕在化し、ペットボトル等をプロペラ状にした手製の道具など、営農者もそれなりに工夫をしていますが、部分的な効果にとどまっています。駆除器具への補助などと併せた抜本的な駆除対策を講じてほしいが、お考えを伺います。

鳥獣害、鳥獣対策といった鳥獣たちが悪さをするイメージだけが残り、捕獲主体の対策が掲げられるが、人の目線だけでは片づけられないと、このように麻布大学の江口祐輔教授が言っております。ハクビシンは天敵侵入を防止できる屋根裏で子育てをする。柿の実や落ちリンゴのおいしい味を覚えた。食物や生ごみ残渣による魅力的な味を覚えて生活圏に侵入してきている等々、鳥獣側に立ってみると、その原因をつくってしまった人間側に責任があることにもなります。

駆除一辺倒では抜本的な駆除は見込めないわけで、環境面や生態系など、様々に研究、検討を進めての被害対策が肝心と考えるが、そうした対策についてのお考えをお聞きいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 野生鳥獣等の被害についてのご質問に、イ. 被害の状況から順次お答えをいたします。

野生鳥獣につきましては、近年、里山における住民活動が減少し、手入れがなされなくなってきたことや、山あいの耕作放棄地が増加していることなどを要因として、野生鳥獣の生息環境が変化してきており、人里における目撃情報や農作物の被害報告が多く寄せられているところであります。

初めに、鳥獣による農産物被害額の推移ではありますが、当町における農産物被害額については、農家からの被害報告による現地調査と、町猟友会からの聞き取りなどにより算出をしており、直近の3か年では、令和元年度660万3千円、令和2年度530万6千円、令和3年度396万4千円の被害額となっており、減少傾向であります。

次に、令和元年度から令和3年度までの3か年における駆除頭数の内訳でございますが、令和元年度はニホンジカ80頭、イノシシ40頭、ハクビシン2頭、ツキノワグマ2頭、アナグ

マ1頭、カラス1羽の計126頭。令和2年度はニホンジカ100頭、イノシシ16頭、ツキノワグマ3頭、アナグマ1頭、タヌキ1頭の計121頭。令和3年度はニホンジカ84頭、イノシシ20頭、ツキノワグマ1頭、ハクビシン1頭、タヌキ2頭の計108頭となっております。

次に、モグラによる被害状況であります。これまで町民の方からモグラによる被害報告がなかったこともあり、被害状況については把握できておりません。

続きまして、口の被害対策の現状と課題についてお答えいたします。

初めに、当町における農業従事者の平均年齢であります。2020年農林業センサスによる平均年齢は67.9歳となっております。

次に、本町の狩猟免許所持者数であります。本年10月現在の登録者数は20名となっており、重複もあります。銃猟登録者が15人、わな猟登録者が11人で、このうち銃猟とわな猟の両方を登録している者は6名となっており、そのうち女性の狩猟登録者はいない状況でございます。

直近3か年の狩猟登録者の推移を見ると、令和2年度が23人、令和3年度が21人、今年度が20人であり、年々減少傾向となっております。一方で、わな猟登録者については、令和2年度が8人、令和3年度が9人、今年度が11人と増加している状況であります。

当町の狩猟登録者全体における平均年齢は60歳で、銃猟登録者では59歳、わな猟登録者では63歳となっており、若い世代による新規の狩猟免許取得者が増えない中では、年々高齢化が進んでいる状況であります。

高齢化や担い手不足が大きな課題となっている中で、町有害鳥獣駆除対策協議会では、狩猟免許の取得を促進するため、狩猟免許受験に係る取得手数料と受講テキスト代金について補助を行っております。町といたしましても、狩猟免許取得の促進に向けて、他市町村における取組も参考にしながら対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、有害獣侵入防止柵についてであります。村上地区における侵入防止柵の設置が完了し、現在は南条の入横尾地区への設置を進めております。

侵入防止柵のメンテナンスなど維持管理につきましては、各地区において有害獣対策協議会を組織いただく中で、周辺の下草刈りや破損部の修繕等を行っていただいております。

町では、毎年、設置地区における要望をお聞きし、必要な資材等について支給しております。また、設置後の維持管理の方法などをアドバイスし、専門業者や町担当者によるサポートも随時行っているところであります。

今後も、各地区において自治区、農業者、農業団体などによる協力体制を構築いただき、維持管理をお願いしたいと考えております。町といたしましても、様々な部分で支援してまいりたいと考えております。

次に、侵入防止柵設置後の被害状況調査についてであります。設置後の調査は特段行っておりませんが、設置地区では、農地や人家付近での有害獣の出没が減少し、効果が見られるとの声もお聞きしております。

しかしながら、河川や道路、急傾斜地等により物理的に侵入防止柵を設置できない箇所もあり、完全に侵入を防止することはできませんので、このような場所については、町猟友会とも相談する中で対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害対策実施隊についてであります。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき組織されているものであります。実施隊員は、町猟友会の会員10名と町職員6名の計16名で構成されており、町鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣の駆除及び被害防止対策を行っており、成果としましては、有害獣の個体数調整による駆除や住宅地における有害獣出没時の迅速な対応につながっております。

次に、ハクビシン対策についてであります。ハクビシンによる被害を防ぐためには、餌場をつくらない、寝床をつくらせない、侵入経路をなくすことなどが肝要であります。畑や庭先に生ごみ等の残渣を放置しないことや、空家や物置を点検し、侵入口となる穴などがあれば塞いでいただくなどの予防対策が必要ですが、捕獲が必要な場合には、小型の箱わなの貸出しを行い、捕獲後の処分については町職員が行うなどの対応をしております。

空家そのものに関しましても、関係部署とも連携する中で、所有者に連絡するなど、適正な維持管理に努めているところであります。

次に、コンポスト購入に係る補助制度の拡充をとの質問であります。有害獣予防対策として誘引物となる野菜くずや生ごみ等の残渣を蓋つきで収納でき、堆肥化もすることができるコンポストの活用は予防効果が見込めるものと思います。まずは、他地域での活用状況なども踏まえ、有害獣予防対策としての活用についてPRしていければと考えております。

続きまして、ハの被害対策に向けてについてお答えいたします。

当町における有害鳥獣被害対策については、国の3本柱に準じて、捕獲、防除、環境整備を組み合わせた総合的な取組を行っております。また、この取組は町のみで行うのではなく、町猟友会や地元自治区、農家の方々など町民の皆様にご協力をいただき、地域が一体となって進める必要があると考えております。

捕獲対策では、鳥獣被害対策実施隊の活動のほか、地元自治区と町猟友会、そして町が協力して有害鳥獣の駆除を行う集落捕獲隊による駆除を行っております。

また、防除対策では、区を主体とした地域の皆様にご協力をいただき、山沿いへの侵入防止柵の設置を推進しているほか、おのおのの農家で行う対策にも支援をしており、電気柵やワイヤーメッシュなどの有害獣予防施設設置における購入費の補助を行い、農業被害の軽減を図っております。

三つ目の環境整備では、農地の適正な管理や里山の森林整備は重要な鳥獣被害対策であることから、耕作放棄地の解消に係る費用の一部を助成するとともに、里山地域での有害鳥獣の発生源となり得る森林がないか、パトロールを行っているところであります。

今後も、町猟友会や地域の皆様のご協力をいただく中で、捕獲、防除、環境整備を対策の軸として、有害鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、産学官や専門家による被害対策組織については、現在、町有害鳥獣対策協議会が組織されており、町猟友会をはじめ、ながの農業協同組合、町交番、県農業共済組合、町農業委員会、町林業委員会、町教育委員会で構成されております。今後も、この協議会を中心に専門家のアドバイスもいただきながら、有害鳥獣対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、広域捕獲についてであります。連携する各市町村において有害鳥獣捕獲を委託されている猟友会の同意を得て、県の捕獲許可を取ることで、連携する市町村の鳥獣被害対策実施隊員が協力して広域捕獲を行うことが可能であります。

実施隊員の高齢化と担い手の不足が課題となっておりますので、有効な手段として、県をはじめ関係機関に要請してまいりたいと思っておりますし、近隣市町村の有害鳥獣駆除担当や猟友会とも話し合いを持ち、検討していければと考えております。

次に、モグラ被害対策に向けて、駆除器具への補助などと併せた駆除対策をとることでございますが、モグラは農作物を食べて荒らすというよりは、地中を掘り、作物の根を傷めてしまうと聞いております。

対策としては、モグラは嗅覚と聴覚が発達しておりますので、忌避剤や音波による侵入防止対策が有効とされています。また、専用のわな機材による捕獲による駆除も可能ですが、モグラは鳥獣保護管理法の対象動物となっており、原則として、駆除や捕獲には自治体の許可が必要となります。ただし、被害があり、営農などに支障があるなど、やむを得ない場合には許可がなくても捕獲できるものとされております。

これら対策における駆除器具への補助につきましては、モグラは保護対象動物ということで駆除器具に対する補助制度は設けておりませんが、忌避剤等による防護措置については、町の有害獣被害予防施設等設置事業補助金の対象となりますので、ご活用いただければと思います。

最後に、環境面や生態系などの研究、検討につきましては、現在取り組んでいる捕獲、防除、環境整備を組み合わせた総合的な対策において、より効果が得られるよう、専門家や関係機関等からのアドバイスもいただきながら、町有害鳥獣対策協議会において検討してまいりたいと考えております。

**13番（塩野入君）** 説明をいただきまして、第6次長期総合計画の実施計画には、有害対策事業として防止柵の設置、今もあつたように南条がということですが、これから千曲川の右岸に進めようとしているわけでありまして。資材については、県を通じてこれは全額国からの

補助金で賄われていますが、その資材を各区へ支給する前の一連の手順、手続というのはどうなっていますでしょうか。その辺をちょっとお聞きします。

それから、電気柵やワイヤーメッシュに対する補助制度はありますが、どういう補助制度でしょうか。それから、ほかにも被害防止に対するそういう制度や対策はあるのかどうか。それも併せてお聞きします。

それから、今、鳥獣特措法によって鳥獣被害対策実施隊の位置づけがうたわれているわけですが、町の実施隊の目的や位置づけ、活動など、どんな感じで動くようになっているのか。規約なり要綱なりがあるのかどうか、その辺のところをお聞きいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。

侵入防止柵の設置に係る一連の手順や手続につきましては、まず設置を予定する地区において、侵入防止柵による効果、設置作業、設置後のメンテナンス作業についての説明会を行い、地元区や農業耕作者など、地域住民による合意形成を図ってまいります。地元合意が得られた後には現地確認を行い、設置箇所や延長について決定をしております。

地元地区への設置資材の支給につきましては、県を通じた国の補助事業を活用しておりますので、この計画に基づき長野地域振興局へ事業要望申請を行いまして、交付決定を受けた後に設置資材調達業者の入札により決定し、現地への資材納入となっております。

次に、有害獣被害防止に係る町補助制度についてであります。町では有害獣被害予防施設等設置事業補助金を設けており、農作物などへの被害予防策として、金網、防護ネット、電気柵などの防護策のほか、有害獣を引き寄せない忌避剤による防護措置に対して補助金を交付しており、補助率は補助対象経費の3分の1以内としております。

町では、この補助金による防除対策のほか、被害報告のあった地域において、町猟友会をはじめ鳥獣被害対策実施隊や集落捕獲隊によるパトロール活動を通じて、有害獣による被害防止に努めているところであります。

次に、町の鳥獣被害対策実施隊の目的や位置づけ、活動についてお答えいたします。

町鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣特措法第9条の規定に基づき設置されているものであり、その活動などについては、町鳥獣被害対策実施隊設置要綱において定めております。

その任務といたしましては、町鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣の個体数調整、駆除及び捕獲並びに被害防止対策を行うものとしていただいております。

**13番（塩野入君）** 狩猟者が減少しているという現実ですね。それから、捕獲を補助するという、そういう面から、ICT機器を活用した被害対策の推進も非常に重要ではないかと思うわけでありませう。

センサーカメラ等を使用して加害個体の生息域を調査した上で、捕獲に効果的な場所にセン

サーワナの設置や、スマートフォンの捕獲確認アプリを通じて、センサーワナからの適時の捕獲状況を得ることにより、まず効果的な捕獲場所や捕獲時期の選定、それから見回り回数の減少による効率化が図れるということが出来るわけであります。

これは、農林水産省もこの取組を行う地域の増加を目指していますので、こういうICTを活用した被害対策、これは非常に猟銃者が減っているというようなことや、支援ということに非常にいいような気がします。農林水産省もこの取組を行う地域を増加する、増やすということを目指していますので、ご検討されてはいかがかと思いますが、お聞きいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。

ICT機器を活用した獣害対策ということでございますけれども、全国的に鳥獣被害が深刻化、広域化している中で、様々なICTの技術を活用した獣害対策の取組が広がってきているという状況でございます。

ICT機器においては、鳥獣の捕獲を目的としたもの、追い払いを目的としたもの、鳥獣の動態把握を目的としたものなど多種多様となっており、導入効果とすれば見回りの負担軽減や効率化、捕獲率のアップ、迅速な被害状況の把握などが挙げられると思います。

国では、ICT機器の導入及び活用した事例の収集・分析を行い、得られた知見などを取りまとめて市町村に提供し、ICT機器の活用を通じた効率的な捕獲等の推進を図ることを目指しているというふうに言っております。

町といたしましても、ICT機器の活用は、今後の有害鳥獣被害防止対策において必要であり有効であるものと考えているところでありますので、国からの情報提供や他市町村における取組事例なども参考にしながら、実務者である町猟友会の皆さんからもご意見をいただく中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

**13番（塩野入君）** 今、行われている野生鳥獣等の被害対策は、これは目的ではなくて手段だと思っております。被害と駆除とのいたちごっこ、これでは根本的な解決にはならないわけであります。何のために被害対策を実施していくのか、その先のビジョンを明確にして、対策の位置づけや実践しようとしている手段の妥当性を考えることは極めて重要ではないかと考えます。被害対策の問題解決を図る視座を見詰めながらの対策が大きなポイントになります。人の目線だけで勝手に実施している捕獲対策を尻目に、野生動物がどのように生きてきたのかを知れば、なぜ野生動物が農地や生活圏に進出してきたかがわかるはずであります。本町の被害の実情に応じて、被害対策に向けて果敢にチャレンジすることを期待をしながら、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時28分～再開 午後 2時38分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

**10番（滝沢君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症は、3年が経過しようとしておりますが、特に教育の現場では青少年の成長に重要な小中学校の時期におきまして、課外活動、部活動を含め多くの学びの機会が失われ、その喪失感は計り知れないところであります。

今回、1. 青少年の健全育成についてとして、小中学校のスポーツ、文化芸術活動に係る現状と、9月議会で同僚議員も取り上げました中学校の部活動地域移行について、進捗状況等を質問いたします。

イ. 小中学校の文化部、運動部等の活動状況について

1点目、小学校の課外活動、中学校の部活動における意義について、町の考え方と活動の現状はについてです。課外活動、部活動に対する町の考えと、課外活動と部活動でここ3年の部数と部員の推移を各学校の部活動ごとで伺います。

次に、スポーツ少年団の参加状況はということで、クラブ数と人数を伺います。また、携わっている外部指導者の状況を伺います。

2点目、大会での活躍の状況はについてです。コロナ感染症の影響で開催できない困難な状況があったと思いますが、ここ数年の北信大会、東海大会、全国大会での文化部、運動部、スポーツ少年団の活躍の状況はどうでしょうか。伺います。

次に、ロ. 中学校の部活動地域移行について質問いたします。

1点目、地域移行への進捗状況はについてです。中学校部活動地域移行推進会議、保護者への説明会、運営準備会の状況等を伺います。

2点目、指導者の確保と育成はについてです。この指導者に関する事案が今後の大きなテーマの一つになるわけですが、指導者研修と指導者登録の進め方について伺います。

3点目、各組織、団体等の連携についてです。（仮称）地域クラブにおける行政、教員、関係団体及び指導者、保護者間での連携と協働の取組は。また、体育協会、スポーツ少年団、文化協会、企業からの人材支援と連携などについて伺います。

4点目、運営資金等について。文化庁、スポーツ庁からそれぞれ概算要求の概要が示されているわけですが、円滑に運営していくための資金は重要で、これも大きなテーマです。運営資金、保護者への負担軽減への支援、地域指導者への謝金の考え方等はどうでしょうか。

以上につきまして質問いたします。

**教育長（清水君）** 私からは、青少年の健全育成についてのご質問のうち、小学校の課外活動、中学校の部活動における意義についてお答えし、その他については課長より答弁いたします。

学校の教育活動は、教育課程と呼ばれる学習指導要領に示された内容と、教育課程外と呼ば

れる学校が計画する内容で構成されております。小学校の課外活動や中学校の部活動は、教育課程外の活動で、法的には学校が設置、運営する義務とはされておられません。

しかし、課外活動や部活動は、異年齢との交流の中で、子ども同士や教師と子どもの人間関係を深めたり、個人や集団としての目標を持ち、継続して活動に取り組むことを通じて自己肯定感を高めたりすることが期待されているところでもあります。また、活動の楽しさや喜び、悔しさ、達成感などの体験や、豊かな人間性の育成、自主性や協調性、社会性、リーダーシップなどを醸成する場として教育的意義が大きいことから、学校の教育活動の一環として計画し実施されております。

町といたしましても、課外活動や部活動は、各教科等で学ぶことと同様に、子どもの成長過程でそれぞれの人間性を高める大変重要な活動と捉えております。

今後、部活動においては、少子化や教員の働き方改革により、その在り方が地域移行へと変化していくこととなります。また、課外活動におきましても、例えば南条小学校金管バンドでは、少子化などにより1校で活動していくことが難しい状況となったことから、3小学校合同で活動を始めたところでございます。

小学校の課外活動や中学校の部活動についても、大変意義深いものと認識しており、引き続き活動環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** 1. 青少年の健全育成についてのイ. 小中学校の文化部、運動部等の活動状況についてのご質問から順次お答えいたします。

小学校の課外活動及び中学校部活動の過去3年間の状況につきまして、まず、中学校部活動の部数につきましては、運動部は9部で、サッカー部、剣道部、卓球部のほかにバスケットボール部、バレーボール部、ソフトテニス部にそれぞれ男子部・女子部がございます。また、文化部は2部で、吹奏楽部、総合文化部があり、総合文化部の中に美術班、技術班、調理班があります。運動部、文化部を合わせまして11部、10種目の部活動がございます。

また、過去3年間の部員総数の推移につきましては、令和元年度は337名で生徒全体の82%が加入されております。令和2年度は322名で生徒全体の80%が加入、令和3年度は303名で生徒全体の80%が加入しており、生徒数は減少傾向でございますが、加入率はおおむね横ばいで推移している状況でございます。

なお、部活動に加入していない生徒の中には、部活動ではないスポーツ少年団などの地域のクラブや教室などに通い、中学校長の許可を得て中体連の大会に出場している生徒もおります。

続いて、小学校の課外活動の加入状況でございます。小学校の課外活動につきましては、南条小学校では金管バンド、坂城小学校、村上小学校では合唱を行っております。

まず、南条小学校金管バンドにつきましては、令和2年度が19名、令和3年度が18名、令和4年度は16名でございます。

次に、坂城小学校の合唱は、2年度が20名、3年度が21名、4年度は17名でございます。

続いて、村上小学校の合唱は、2年度が20名、3年度が20名、4年度が30名となっております。

次に、スポーツ少年団の加入状況につきましては、硬式及び軟式野球部や陸上、ソフトテニス、サッカー、剣道、なぎなた、ドッジボール、ミニバスケットの9団体の種目があり、団員数は令和2年度は252名、令和3年度は227名、令和4年度は227名でございます。

次に、外部指導者の状況でございますが、現在、坂城中学校では、サッカー部と男子バレー部にそれぞれ1名の外部指導者が入っております。外部指導者は、中学校部活動の顧問と連携、協力しながら、主に技術面の指導を行う人材であり、地域の経験者が指導者として迎えられることが多く、教員のような公的な立場ではないため、外部指導者が単独で大会、練習試合などの学校外活動の引率はできないこととなっております。

次に、中学校部活動及びスポーツ少年団、南条小学校金管バンドのここ数年の活躍の状況についてのご質問ですが、県外大会へ出場された状況につきましてお答えいたします。

まず、スポーツ少年団の陸上に関しましては、令和元年度に、全国小学生陸上競技交流大会に女子1名が出場いたしました。中学校では、北信越中学校総合体育大会陸上女子400メートルリレー、走り幅跳びなどに女子6名が出場いたしました。

また、3年度は、中学生がジュニアオリンピックアンダー16陸上競技大会の女子150メートル走と走り幅跳びにそれぞれ女子1名が出場し、北信越中学校総合体育大会陸上女子400メートルリレーに4名が出場いたしました。

今年度は、中学生が全日本中学校陸上競技選手権大会女子400メートルリレーに5人が出場し、北信越中学校総合競技大会女子100メートル走に3名が出場いたしました。

小学校では、東海選手権・東海小学生陸上競技大会のコンバインドA及びコンバインドB女子100メートル走にそれぞれ女子1名が出場しております。

次に、スポーツ少年団硬式野球は、今年度に、全国選抜リトルリーグ野球大会に出場しております。また、スポーツ少年団ではありませんが、今年度、硬式テニスの競技で小学6年生が全国小学生テニス選手権大会に女子1名が出場しております。

続いて、南条小学校金管バンドに関しましては、元年度に全日本小学生バンドフェスティバル、日本管楽合奏コンテスト全国大会、こども音楽コンクール東日本優秀演奏発表会に出場し、2年度は全日本小学生バンドフェスティバルに、また、東海小学生バンドフェスティバルには毎年出場しております。

中学校部活動は、令和元年度に剣道部から北信越中学校総合体育大会に女子1名が出場し、また、男子バレーボール部から1名が県選抜チームに選出され、県代表として全国都道府県対

抗中学バレーボール大会に出場しております。

3年度は、総合文化部調理班で、全国中学生創造ものづくり教育フェアの「あなたのためのおべんとう」コンクールに出場いたしました。

今年度は、剣道部が北信越中学校総合体育大会の女子団体戦及び個人戦女子に2名が出場しております。

次に、中学校部活動の地域移行に向けた進捗状況でございます。

中学校部活動につきましては、今年7月に千曲市、坂城町のスポーツ団体、文化芸術団体、校長会、保護者会などの代表で組織された中学校部活動地域移行推進会議において、部活動の地域移行を千曲市と坂城町で協働で進めていくことが決定されました。

これを受け、8月に地域移行に向け、坂城町と千曲市の教育委員会が事務局となり、地域移行の運営主体の設立に向け、運営準備会を設置いたしました。運営準備会は、これまでに3回開催され、これからの方向性や運営、規約などをはじめ、指導者の確保や報酬などについて検討しているところでございます。

また、8月には坂城・千曲管内の中学校部活動の顧問全員に向けた説明会を開催し、11月には坂城・千曲管内の全ての中学校において保護者説明会を開催したところであり、坂城中学校におきましても、保護者に対し、5年度以降の地域移行についてご説明したところでございます。

次に、指導者の確保と育成はのご質問でございますが、指導者研修につきましては、現在、地域移行の運営主体、地域クラブの設立に向け、規約や規則などを検討しているところでございます。その中に、指導者の要件として、青少年の健全育成に寄与する志があること、中学生の指導者としての専門性を高めるよう研修に励むこと、地域指導者と部活顧問の連携を図り、一貫した指導となるよう努めることといった項目を入れるよう検討しているところでございます。

また、地域クラブといたしましても、国や県に登録されているコーディネーターや講師などの情報を積極的に活用し、指導者に向けた研修会を開催していくよう検討しているところであり、クラブ設立後は登録された指導者に研修の受講について周知してまいりたいと考えております。

次に、指導者登録の進め方につきましては、地域クラブの趣旨、指導者の要件を満たしていることを条件に、現在、スポーツ協会や体育協会、文化団体に指導者の確保を依頼しております。また、中学校の顧問においても、休日の指導を希望する教員の兼職・兼業届の許可を得た方については、指導者登録をしていただくところであります。そのほか、協会や団体からの推薦や、一般からの希望者を募るなど指導者の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域クラブにおける行政、教員、関係団体や指導者、保護者間などでの連携と協働の取組につきましては、地域クラブは、千曲市、坂城町が運営事務局となり、地域の関係団体な

どが連携、協働し、生徒のスポーツ、文化芸術に親しむ機会の確保に向けて設立するものでございます。

現在、スポーツ、文化の関係団体、校長、保護者の代表などで組織する中学校部活動地域移行推進会議や運営準備会などにおいて、設立に向け具体的な連携の内容等を含めて検討を進めているところでございます。

また、体育協会、スポーツ少年団、文化協会、企業からの人材支援等と連携に関するご質問でございますが、地域クラブにおいて各専門部を運営していくためには、指導者の確保が重要と考えております。体育協会、スポーツ少年団、文化協会など様々な皆さんと連携し指導者の確保に努めてまいります。

企業からの人材支援としましても、企業にお勤めの方でスポーツ等で活躍されている方が、町体育協会などに加入されているケースもありますので、協会等を通じて指導の依頼をするなど検討してまいりたいと考えております。

次に運営資金についてでございます。

新たに設立する地域クラブにつきましては、千曲市、坂城町が運営事務局となり地域クラブの運営をするものでございます。運営資金につきましては、国や県から地域移行に向けた支援など様々な方向性が今後示されると思われまますので、これらの動向に注視してまいりたいと考えております。

また、保護者負担や指導者への謝金の考え方につきましては、現在、様々な運営経費と併せ、運営準備会において検討をしているところでございます。

町といたしましては、引き続き、国や県の動向に注視し保護者負担を軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

**10番（滝沢君）** 教育長、担当課長より大変丁寧な説明をいただきました。まず、小中学校の文化部、運動部等の活動状況ということですが、おおむね80%以上の方が参加をされている。また、これにスポーツ少年団のほうで活躍している子たちを入れると、やっぱりかなりのウエートの子が運動、または文化のほうへ関わっているということで、これは非常に私が思っていたより数字が大きかったので、よかったなというふうに思っております

それと、大会での成績を町のホームページ等でいろいろ大会の都度掲載されておりましたけれども、非常にすばらしい活躍の状況で、このコロナの状況の中で、非常に困難な場合も多々あったと思うんですが、やはりこれは各指導者また関係者の皆さんのお力によるところが大きいのかなということで、これは本当に敬意を表したいと思っております。

それと、一番私がちょっと心配しているのが南条の金管バンドのことなんですが、教育長が今、答弁の中で、恐らく来年度以降になるんでしょうが、3校、村上小、それから坂城小学校を含めた3校で進めていくというようなことになると思うんです。具体的にどうやって練習を

していくかということは、またこれから具体的にお示しいただくような部分があると思うんですが、ご承知のように、金管バンドは全国大会常連の輝かしい成績を収めて、本当に私、皆さんもそうでしょうか、坂城町の宝だというふうに思っております。

来年のちょっと動向をお聞きすると、かなり激変をするんじゃないかというようなお話もちょっといただいていますので、やっぱりそこら辺のことで、OBというか、保護者のOBの方がかなり心配をされている方もいらっしゃいました。この辺はやはり関係者の皆さんで何とか知恵を出し合って、そういうこれまでの歴史をつないでいくように、またご尽力いただければというふうに思っております。

その中で、先週の土曜日、ライフ・ステージエコーということで、町長もブログに上げておりましたが、世界最小の管弦楽団と称されるアンサンブル・ヴィータの演奏会があったわけにありますけれども、非常にすばらしい演奏会だったと私も思っております。

最後に花束を渡された女子小学生が感想はどうでしたかということを出演者の方に聞かれたときに、もう1回皆さんの演奏が聴きたいですというような話をされていまして、非常にこれに私も心を動かされて。やはり多感な世代の子どもたちに、やっぱりこういう優れた演奏の機会を、もっと多くの子どもたちにも見てもらう必要があるんじゃないかと。やっぱりああいう質の高い技術に触れる機会がその後のいろんな世界に関わっていく。音楽だったら音楽の世界に関わっていくきっかけにもなると思いますので、そこら辺のあれがまた金管の一つの土壤になっていけばいいなということ。

やはりこういう、今、芸術鑑賞会というのは、ちょっとあるかどうかわからないですけども、そういう機会をすることによって、情操を養うという意味も当然つながりますし、これは町長、教育長、それから担当課のほうにも、そのような機会をぜひともつくっていただけるように、また要望させていただきたいと思えます。

それで、文化庁も地域移行に関しましては、文化庁とそれからスポーツ庁ですね。それぞれ共通の目指す姿として、少子化の中でも将来にわたり子どもたちが継続して親しむことができる機会の確保、また地域に維持可能で多様なスポーツ環境、文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保するとしております。

先日、ニュース報道でコロナ感染症の影響で悩める子どもたちが増えているというような報道の報告があったんですけども、スポーツや、それから文化芸術の活動を通して、やりがいやそれから生きがい、目標を持って諦めずに挑戦することの大切さなどを、ぜひ子どもたちと共有して取り組んでいただけたらというふうに思っております。

それと、部活動については、先ほど言いましたように、移行については、私は常々思っておりますが、非常に坂城はスポーツ少年団の活動がほかの地域に比べて盛んだというふうに感じております。そして、そこに携わっていらっしゃる指導者の方も非常にいろんな立場の方、

多くの方々に携わっていただいて、町の職員の方も大勢携わっていただいておまして、そういう質の維持、それから伝統という意味でも、そういうあれはされているのかなというふうに思っております。

急激に来年4月から移行しますよといっても、今の大きな流れがありますので、それに基づいて流れていって移行していくんだろうなということで、私自身としては大きな不安ということではないですが、やはり坂城町の特徴を生かして、また千曲市と連携を図っていただいて、やはりいろんな形で戸惑いがないような形で進めていただければというふうに思います。

その中で、やはり何点か課題ということも出てくると思うんですが、平日はこれまでどおり先生方が、それから休日は外部指導者が関わっていくということで、やはり先生方と指導者のそれぞれのモチベーションの持ち方のギャップというのが出ないのかなというあたり。それから、先ほど言いました子どもたちの戸惑いですね。指導者が変わるということで、そこら辺の戸惑いがどうなんだろうと。それから、保護者の方も今までいろんな形で関わってきた関わり方がどう変わっていくのかなというふうなあたりですね。これが一つの課題点かなというふうに感じておるんですが、その中で、再質問を2点だけさせていただきたいと思います。

現在進められている地域クラブへの移行について、これまで関わってこられた先生方と保護者の方の受け止め方、また、保護者会で出された意見等、このようなことが出されたというふうなことがあれば、その状況を伺います。

それから、先ほど先生の中でも新たに兼職・兼業ということで携わっていかれる方もいると思うんですけども、そこら辺の割合と伺いますか、どの程度の方がそういう兼業でやっつけられる方がいらっしゃるのかどうか、そこら辺がもしわかれば、そこら辺のところをお願いしたいと思います。

それから、もう1点は練習時間についての考え方を伺います。現状ということで、現在の平日、それから放課後と朝練の現在の状況。それから今後、地域クラブに移行した場合、休日の練習時間の内容はどうなるのでしょうか。また、新たな体制に移行した場合、子どもたちのオーバーワークというのが一番、私も懸念をされるわけですが、この辺の点についてお考えを伺いたいと思います。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。

これまで関わってきた先生と保護者の受け止め、また意見等の状況はでございます。初めに、教員の受け止めにつきましては、以前から千曲・坂城の運動部運営委員会などでも地域移行などについて協議され、その意見など更埴校長会などでも検討されてきた経過があるため、地域移行の方向性などを説明した際には、地域移行に対しては好意的な感触でございました。

また、引き続き、休日も子どもたちの指導をしたいとお考えの教員も大勢いるとお聞きしているところでございますが、現在、確保を依頼しているところでございますので、割合等につ

いてはまだ承知していません。

また、保護者につきましては、保護者の代表及び校長、顧問、教育委員会で組織される坂城中学校部活動運営委員会や、11月の保護者説明会などで地域移行の説明をしておりますが、現在のところ保護者からのご意見はなかったとお聞きしております。

次に、部活動の平日の放課後及び朝部活の状況でございます。現在の中学校では、部活動は長野県中学生期のスポーツ活動指針、更埴地区中学校部活動大綱に基づき、部活動に取り組んでおります。

この指針等において部活動の活動時間などが示されており、部活動においては適切な活動時間と休養日を設定することとされており、平日に1日、土日に1日の休養日を設けること、また、1日の活動時間は平日は2時間程度、休日は3時間程度とすること、ただし、大会1か月前など特別な場合は活動を校長の許可の下、1日3時間程度にするようになっております。また、土日の両日に部活動を行った場合は、平日に2日間の休養日を設けることとされております。

朝部活につきましては、部活動は放課後の活動を基本とし、朝の部活動を行わないこととされておりますが、放課後の活動時間が短い11月から3月には朝部活を行ってもよいとされております。

次に、地域移行後の活動時間につきましては、地域移行後につきましても県の指針や大綱を遵守し、今までの休日の部活動と同様の活動になるよう、現在協議しているところでございます。また、地域移行は休日の部活動のみが対象でございますので、平日及び朝部活につきましては、地域移行後も今までどおり県の指針や大綱に基づく活動となります。

また、新たな体制で子どもたちがオーバーワークになるのではとのご質問ですが、先ほども答弁いたしました。地域移行後につきましても、県の指針や大綱を遵守し、生徒の健康等に配慮した活動となるよう、運営準備会において検討を行っております。

**10番（滝沢君）** 担当課長より再答弁いただきました。練習時間は大体2時間から3時間というところでお聞きしましたけれども、やはり我々の世代の感覚からすると、その時間で本当に大丈夫なのかとちょっと心配になるんですが、やはり今の時代、先生方の働き方改革を含め、いろんな指導者の方の負担軽減、先生方の負担軽減を含めて、やっぱりそういう時代の中で求められること、県の指針ということに基づいてということもありますけれども。やはり、その中で集中して短時間で最大限の練習をして成果を出すという、そういうことが今求められている時間なんだなというふうに理解をさせていただきました。

そういう意味では、先生方、それから指導者の方の力によるところがかなり大きいと思うんですけれども、やはり、今後そういう多くの外部指導者の方がやはりいい形で参加していただければというふうに期待をしております。

では、最後にまとめたいと思いますけれども。まさに今サッカーワールドカップが開催されております。日本チームは、惜しくもベスト8進出はかないませんでしたけれども、その活躍は大きな勇気と感動を与え、全国に歓喜をもたらしました。そして、サッカーを愛する青少年たちにも多くの影響を与えたことと思っております。

アスリートの多くが小中学校時代から切磋琢磨し、将来を見据えた取組をしている状況を見ますと、今後、この地域からワールドカップなどを含め、世界の舞台上で活躍できる選手が輩出されるのも夢ではないと思います。そのためにも環境整備を含め、経験豊富な指導者の確保、資金援助など、包括的な支援の充実を望むところでございます。

では、次の質問に移ります。

## 2. 地域の環境問題について

昨年に引き続き取り上げます。昨年12月、地域猫活動のボランティア団体、ふくねこさかきが立ち上げられました。そして、本年度予算にそのボランティア団体への活動補助金もつけられ、より具体的に事業が進められてきていると理解をしております。これは町長のご理解と担当課の迅速な対応によるものと評価をするところであります。

飼い主のいない猫をはじめとする不幸な猫を減らすTNR活動、これは外猫を捕獲し、不妊・去勢手術後、また元の場所に戻すという一連の活動ですが、この活動につきましても、町長、担当課、社協、また議員各位にも現地にて状況を把握していただき、確実にその理解は広がってきていると実感をしております。1年が経過した現在、次につきまして質問いたします。

### イ. 地域猫活動について

1点目、本年度交付されました地域環境保全推進事業補助金の活用状況と地域猫活動1年の取組状況と評価はということで伺います。

2点目、地域猫活動を進める上で、各組織、団体、行政との連携について伺います。活動を実施してきた中で、課題も出てきていると伺っております。以下の点について伺います。生活困窮者、認知症の方、外国籍の方、一人暮らしの高齢者等の事案に対応するため、住民環境課、福祉健康課、社会福祉協議会とボランティア団体との今後の連携への考えは。この福祉に係る事案は、ボランティア団体では対応できない場合があり、今後の大きな課題であります。

次に、地域猫活動の自治区への周知・啓発への考えは。本年度、自治区での協力をいただいた事案もお聞きしておりますが、手術場所の確保と手術に際し、事前に近隣の家庭にお知らせを配布する必要がある、そのあたりを自治区でも協力いただけないかということでございます。

3点目、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術について。地域猫活動の不妊・去勢手術を進める上で、手術費用が一番のネックになっております。この手術費用の補助制度により、さらに不妊・去勢手術が進み、生活環境の改善や住民間のトラブル解消にもつながります。今議会に上程されております補正予算、地域環境保全推進事業補助金25万円の概要について伺います。

次に、ロ、犬、猫へのマイクロチップ装着について質問いたします。

1 点目、マイクロチップ登録の状況は。本年6月、改正動物愛護管理法が施行され、販売される犬、猫へのマイクロチップ装着、登録が義務づけられました。そこで、登録状況と今後の啓発はということで伺います。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま滝沢議員さんから2番目の質問としまして、地域の環境問題についてということでご質問いただきました。私からは、イの地域猫活動について、この1年の取組の評価など全般的なことをお答え申し上げまして、詳細につきましては担当課長からお答え申し上げます。

さて、野良猫被害の対策として取組が広がる地域猫活動につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の目的である人と動物の共生する社会の実現の趣旨に沿い、地域の理解と協力による愛護と適正な管理、ボランティアの協力、行政による適正飼育の指導とサポート、といった形で3者が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要であります。

県におきましても、環境大臣が定めた動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に即して長野県動物愛護管理推進計画を策定し、関係者と連携・協働しながら、総合的かつ体系的に動物愛護管理施策を推進しているところであります。

当町におきましては、先ほどお話がありましたけれども、令和3年12月1日に、地域猫活動の推進に取り組むボランティア団体ふくねこさかきが発足し、3者協働の取組がスタートいたしました。

これ以降、この1年間にボランティア団体が地域猫活動による不妊化手術に関わった頭数は127頭、実施箇所は13の自治区に及んでおります。手術の際には、手術前日と当日の二晩、猫がとどまる場所が必要となりますが、地域猫活動の社会的意義が徐々に認知されることで、とどまる場所の提供や手術費用の負担など、地域のご協力をいただける場合もあり、町として大変感謝申し上げるとともに、大きな成果と捉えているところであります。

また、令和3年4月に、環境省は、近年社会問題となっている多頭飼育崩壊の未然防止を促すため、社会福祉と動物愛護管理の他機関連携に向け、具体的な対策事例を示した、人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドラインを策定いたしました。問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等が複雑に絡み合っていることがあり、人と動物に係る別々の問題として対応しては解決が難しく、飼い主の中には支援を必要とする方もいることを踏まえる中で、動物愛護管理部門だけでなく、福祉部門など、多くの関係者が連携して取り組むといった他機関連携の必要性が重要視されているところであります。

ご質問の地域猫活動を進める上で、各組織、団体、行政との連携につきましては、餌を与えている方が様々な要因で地域から孤立している場合、把握が遅れたり、経済的困窮から猫に不

妊化手術を施さずに繁殖が繰り返されたりすることが懸念され、早期発見、早期対応のための連携体制が重要であると考えております。

今年度、当町で取り組んだ他機関連携の事例といたしましては、福祉部門から相談を受けた、猫の多頭飼育による生活困窮等の問題解決を図るため、県社会福祉協議会と町の社会福祉協議会、町の関係部署が連携し、さらには、猫の捕獲等にボランティア団体のご協力をいただく中で、公益財団法人どうぶつ基金の不妊化手術・行政枠を利用し、多頭飼育の猫に不妊化手術を実施いたしました。

町といたしましては、そうした事例も踏まえる中で、自治区やボランティア団体が行き届く飼育主のいない猫の不妊化手術費用に対する補助金制度を創設し、今議会に補正予算を上程しております。

今後につきましても、地域猫活動が、経済的困窮など人的な問題ともつながっていることを念頭に、各関係部署同士、また、ボランティア団体とも連携しながら、引き続き対応を図ってまいりたいと考えております。

**住民環境課長（竹内君）** 私からは、イの地域猫活動の詳細と、ロの犬、猫へのマイクロチップ装着について、順次お答えいたします。

まず、地域猫活動とは、不妊・去勢の不妊化手術を施した繁殖しない猫を元の場所に戻して、テリトリー、いわゆる猫の縄張を守らせ、ほかの場所からの猫の流入を防ぐとともに、定めた時間に定めた場所での適正な餌やりや猫トイレの設置など、猫の習性を利用した合理的な方法で、猫による問題解決と、長期的には飼い主のいない猫を減らしていくという活動であります。

ご質問の地域環境保全推進事業補助金の活用状況であります。この補助金は、飼い主のいない猫による生活環境問題の改善を目的として、地域猫活動に取り組まれている町内ボランティア団体に対して、今年度から、活動費用の一部について助成を行っているところであります。

町からの補助金の使い道としては、不妊化手術を実施するための捕獲器の購入、不妊化手術実施のための費用の一部、地域猫活動普及のための勉強会の開催、チラシの作成の費用などに充てられております。

次に、地域猫活動1年の取組状況と評価であります。地域猫活動は、まずは活動を知っていただくことが大切であります。町では、昨年12月にボランティア団体が発足したことを受け、2月の行政協力員会において、地域猫活動とボランティア団体の活動内容をお知らせするとともに、町内の皆様に向けては「広報さかき」、町ホームページ等で周知を図ってまいりました。

また、9月3日には、地域猫アドバイザーでもある獣医師を講師に迎え、ボランティア団体主催の地域猫勉強会が開催され、約40名の方にご参加をいただきました。

平時の対応といたしましては、町や団体に、猫のふん尿被害や、飼い主のいない猫に関する相談等が寄せられた場合には、現地で団体メンバーが状況を把握し、保健所、町、団体の情報共有の下、地元区長さんに状況をお伝えしながら、餌を与えている方の協力を得て捕獲し、不妊化手術を実施しております。

飼い主のいない猫の管理は、最初から誰もが正しい知識をお持ちとは限らず、ボランティア団体が地域住民と同じ目線に立って、不妊化手術や定時・定点の餌やり、猫トイレの設置などを助言することで、ふん尿被害が改善した地域や、不妊化手術の効果で発情期のけんかや鳴き声が減少、またはなくなった箇所もあるということで、さらなる広がりを期待するところであります。

次に、地域猫活動の自治区への周知・啓発への考えについてお答えいたします。今後の周知・啓発につきましては、12月末に発行となる「広報さかき」1月号に地域猫活動に関する記事を掲載するほか、来年2月に開催される行政協力員会におきまして、地域猫活動、及び自治区で取り組んでいただく場合の不妊化手術費用の助成についての資料をお示しし、ご案内させていただきますと考えております。

次に、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術について、今議会に上程されている補正予算の概要であります。飼い主のいない猫の増加を防止して、快適な生活環境の保持を図るため、自治区及び町内を本拠に活動する地域猫活動推進ボランティア団体が、飼い主のいない猫に不妊化手術を受けさせた場合に、その手術費用に対して交付する補助金を計上したところであります。

補助金の額につきましては、雌の不妊手術費用に対して1頭につき上限1万円、雄の去勢手術費用に対しては1頭につき上限8千円とし、来年3月末までの実施分として約30頭分を見込んだところであります。

町といたしましては、今後も引き続き、関係機関相互の連携で情報共有を図りつつ、地域での愛護と適正な管理を促すとともに、ボランティア団体のご協力をいただきながら、飼い主のいない猫による問題を改善し、快適な生活環境の保全を推進してまいりたいと考えております。

次に、口の犬、猫へのマイクロチップ装着の義務化についてお答えいたします。

令和4年6月1日に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、犬猫等販売業者が販売する犬及び猫へのマイクロチップの装着と登録が義務づけられました。

マイクロチップは、犬や猫などの個体識別をするための電子標識器具で、獣医師が獣医療行為として皮膚の下に装着を行います。首輪と違い、一度装着すると簡単には外れないため、今回の法改正でマイクロチップ装着が進むことにより、迷子や災害、盗難の際に飼い主の確認が容易になるほか、飼育放棄の抑止など、動物愛護と適正管理を維持するための効果が期待されるところであります。

6月1日以降、ペットショップやブリーダーなどから購入する犬や猫には、既にマイクロチップが装着されておりますので、迎え入れた飼い主は、環境省が指定する登録機関である公益財団法人日本獣医師会へ、自分の住所や氏名、電話番号など、情報の変更登録が必要となります。また、既にマイクロチップを装着している犬、猫を譲り受けた場合にも、変更登録が必要となります。

なお、既に所有している犬、猫や、ペットショップやブリーダー以外から譲渡された犬、猫へのマイクロチップ装着は努力義務となりますが、装着した場合は、やはり指定登録機関への登録が必要となります。

マイクロチップを装着した犬、猫が保護された場合には、マイクロチップから15桁の個体識別番号を専用のリーダーで読み取り、指定登録機関の登録情報と照合することで、飼い主に連絡をすることができます。

登録状況についてであります。町内の飼い主の方により指定登録機関に登録されている件数は、12月1日現在、犬が35頭、猫が1頭という状況であります。

次に、今後の啓発についてであります。今年度、これまでの取組について申し上げます。役場カウンターに制度周知のチラシを設置しているほか、毎年4月下旬から5月上旬にかけて町内4会場で行う狂犬病予防注射の集団注射会場でのチラシの配布、「広報さかき」6月号、11月号に記事を掲載したほか、町のホームページでも登録制度の啓発を図っているところであります。

町といたしましては、個体識別番号を読み取るリーダーを備えるとともに、マイクロチップ登録制度の普及による飼い主確認の迅速化、飼育放棄の抑止など、動物愛護と適正管理促進のため、今後も引き続き町ホームページや「広報さかき」、集団注射などの機会を捉えて啓発を行ってまいりたいと考えております。

**10番（滝沢君）** 町長、担当課長より、またすばらしく前進をしました不妊・去勢手術についてご答弁をいただきました。この1年間の活動ということ、今、担当課、町長をはじめお話をさせていただいたんですが、非常にもう130頭近い猫の不妊・去勢手術を実施したと。これは本当に私も驚きで、私は上山田でもちょっと立会いをさせていただいたことがあるんですが、上山田のボランティア団体さんは十数名、今ちょっと増えて20名近くいらっしゃるんでしょうかね。坂城はまだそれほど多くない人数で、これだけの成果を上げられたということは、本当に敬服するところであります。

この冬場も、ちょっと大変な寒い中でも活動されているということをお聞きしておりますけれども、やはりこれからまたそういうことで、3月までの予算がここでつけられる、この議決を通してですけれども、そういうことが進むということを期待をぜひしたいと思います。

一番は、なぜそうやって町が動いてくれたか、いろんなこれまでの経緯があるんですけど

も、やはりボランティア団体がまず立ち上げられたことが一番の大きなことなんです、その流れの中で、町長をはじめ担当課、それから社協の皆さんも、議員さんも現場を見ていただいて、やはりこれは大変な仕事だなど、町の環境美化、整備に対しては、大事なことなんだなということをやはり多くの皆さんに理解をしていただいた結果、今の流れになってきているんだろうというふうに感じております。

これで千曲川流域で唯一不妊・去勢手術の空白区だった坂城町が、これで議決が諮れることになれば、他市町村に誇れる、また事業の推進になると思います。

時間もあれですから、再質問は、すばらしい答弁いただきましたからいたしませんけれども、今後さらに地域の皆さんの理解を得られるということになれば、ボランティア団体、それから行政、地域の連携と協働がさらに進むというふうに期待をしております。

それから、最後にご答弁いただきました犬と猫のマイクロチップの装着でございますが、これは、たまに「すぐメール」で迷い犬のお知らせがあったんですが、迷い犬がありました、その後どうなったかということが、なかなか報告といえますか、報道がなかったので心配をしていたんですが、それぞれ皆さん、その後、犬たちは飼い主のところへ戻っているということをお聞きしております。こういう形でマイクロチップ装着が今後さらに普及すれば、いち早く飼い主の元へ戻ることができるわけです。

ただ、今飼っている犬、猫に関しては、これは任意ということでございますので、ここら辺をどうしていくかということなんです、先ほどいろんな啓発を含めて、周知・啓発活動を進めていくというようなことでございますので、そんなに大きな費用はかからないとお聞きしておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

では、最後でございます。今、地域猫活動についてご答弁をいただきましたけれども、この地域猫活動史では、4年度は当町における地域猫活動元年というふうに位置づけてもいいんじゃないかと私は思っております。

今後、ボランティア団体の、先ほども申しました会員の増員も必要であります。この地域猫活動には、ご説明にもありましたけれども、3日間の活動が必要で、それだけのマンパワーがなかなか続かないということをお聞きしております。ぜひ、いろんな機会を通して、このボランティア団体の活動の周知・啓発にもお力添えをお願いいたしまして、一般質問とさせていただきます。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時38分～再開 午後 3時48分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

**14番（中嶋君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

初日、今日のトリを取らせていただきます。どういうわけか不思議、くじ運がよかったのかどうかわかりません。後ろからずーっとこ来ましたという感じでね、珍しいことがあったなと思ってね。そんな余計なことを言いながら始めさせていただきます。

今申し上げましたように、今年最後の議会であります。今年を振り返ってみると、中国の武漢から始まったコロナが、もうちょうど丸3年になるんです。こういうふうには計算していくと。そうは言いますが、一向に衰える気配がありません。私も5回目のワクチンを受けてまいりました。まさにコロナ禍時代となり、大きく時代が変化していますが、しっかりと見極めて対応をしていかなければと思っております。

最近では、カタールで始まったワールドカップであります。侍ジャパンの選手が強豪であるドイツ、スペインにも勝ち、日本はもとより世界中が熱狂をいたしました。私にもわかサポーターとなり、寝不足になったことは言うまでもありません。

しかしながら、この世界の祭典の裏では、今年の2月24日でした。ちょっと遠くなっちゃって、いつだっただかやなんて言ってね。コロナもあつたりするから季節感もないし。2年前、3年前だっただかやぐらいな感覚にはなっていますが、皆さんそうでなかったね。何とこの2月24日に始まったロシアとウクライナの戦争という名の人殺しが行われております。世界中からワールドカップのときぐらいは停戦しようという声が、私は上がると思っていましたが、国連をはじめ、世界196か国あるそうです。これは日本が認めたところですが、そうでないところも入れれば200か国くらいあるんでしょう、この地球の上には。今言ったように、196か国もあるのに、どこの国も声を上げなかったことが非常に残念であるとともに、せっかくのチャンスを逃してしまいました。戦争を終結させるためには、真っ先は停戦、そして休戦、そして終戦という方程式があるわけでございます。これ以上、長引かないことを残念ながら神に祈るのみであります。

さて、質問に入らせていただきます。

小・中学校給食費を無償に

(イ) 坂城町の現況は

この問題は、少子化問題の解決の一策であると思っております。数年前に保育園の給食費無償化も提案をいたしました。本来であるならば、保育園児から高校生まで私は無償にすべきであるものだと思っております。今回は義務教育であります。またこれもちょっと思い出したんですが、たしか中沢町政のときに、食育にも力を入れていくんだという思いで、たしか新しい給食センターを造った頃でありました。そんな話がありました。

食育って何なのかなと思いましたが、これを調べると、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであると。これは食育基本法に明記されております。ということは、食べることもこれは勉強であると。こんなふうに考えている、明記されている部分だと私は思っております。

そこで、坂城町の現況をお尋ねをしたいと思えます。

(ロ) 坂城町の今後の対応は

坂城町も当然であります、コロナ禍であり、昨今の大幅な物価高でもあり、子どもを産んで育ててくれる、まさに子育て世代が20年も、場合によっては30年も給料が上がらず、この世代はうんと疲弊していると私は思っておりますよ。情けない国になっちまって、日本もね。20年間全然上がっていない。私もここへ立って20年たちますが、一銭も上がっていない。これも本来おかしな話ですよ。だから町会議員をやる人がやたら増えればいいけれども、まあ優秀なのつきりいますけれどもね。何だかそんなようなことで、財布の中は我々みんな軽くなっていると。特に子育て世代がそんなことになって、とにかく疲弊していると思えます。

こんなことは、本来、国や県が行わなければいけないことなんですよ。だらしのない日本であって、だらしのない長野県でありますから、そんなだったら、これを町長を筆頭に考えましょうよ。ぼちぼち、私の調べたところによれば、県内でもなかなか先進的な町村もありまして、いよいよ始まってきているんですよ。ただにしてやれや、おい、と言って。じゃあどこだと調べたら、二十いくつかあったんですが、例えば御代田町であるとか長和町であるとか、佐久穂町であるとか、あと軽井沢町。軽井沢あたりは錢があるからね。その後、うちの町あたりになるかと私は思うんですが、あと箕輪町とか小海町。計算してみたら21の自治体は悠長なことは言っていられないよと。町民を守らなきゃ誰を守るんだと。それで首長が筆頭になってただにしろや、おいと言って、やったのが長野県内で21の自治体があるわけですよ。

私はこの場でよく言うんですが、何かうんといいアイデアを考えたら、坂城から発信して日本中に広げろと。場合によっちゃ世界に広げていけと。このくらいのことを思っていますよ。

そういうような部分を考えれば、やっぱりあんまりよそ村のことなんか、まねはしたくない。だけれども、よく考えてみればなるほどなど。だから、そういうことでほかの町長連中はやっているんだと。

そんなようなことを考えれば、財政力というんですかね、坂城町も財政力からいったら、よそ村に笑われないようにしなきゃいけないと私はいけないと思っていますから、これはもうあれですよ。もう場合によっては来年の1月から。来期だなんて言っていないで、特別補正予算でもつければ、みんな議員は賛成しますよ。

そんなことも含めて、よその町に負けないように、子どもたちを何とか守ることによって親たちを守ってあげて、なおかつ子育て世代、子どもを産んでくれる世代ですよ。その人たちを

守って、財布の中を少し重くしたら、また子どもを産んでくれますよ。それがいい循環になってくれれば、我が坂城町も不減であります。

とにかく、そんなことを含めて、我が町も速やかに無償にすることを私にご提案を申し上げます。そんな中で、我が町のお考えをお尋ねします。

以上であります。

**教育長（清水君）** 1. 小・中学校給食費を無償にの質問に順次お答えいたします。

初めに、食育・学校給食センターでは、児童生徒の成長期の健康な体づくりに必要不可欠な給食を、献立の工夫や地元食材の活用などに努め、栄養バランスが取れ、安心・安全でバラエティーに富んだおいしい給食となるように努めております。

ご質問の町の給食費の状況でございますが、平成26年度から、1食当たりを小学校280円、中学校325円とし、令和元年に消費税率を10%に引き上げられた際は、保護者への負担を考慮し、給食費を据置きし、今年度まで給食費の改定を行わず給食を提供してまいりました。

この間には、天候不順などによる野菜の高騰や食品の値上げなどもございましたが、給食の献立や使用する食材など創意工夫を行いながら、安心・安全な学校給食の提供に努めてきたところでございます。

給食費の保護者負担額を増額せず、地域食材の購入費用相当分を町が負担することとし、地産地消の推進を継続するとともに、引き続き保護者負担の軽減と安心・安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

今年度の給食費につきましては、昨今の経済情勢に伴い、燃料費や食材費の高騰している状況などから、給食運営委員会において給食費の改定などを研究していただいたところでございますが、町民生活においてコロナ禍の影響等による厳しい経済状況がまだ続いていることなどを考慮し、今年度は給食費の値上げ相当分を町が負担することで、保護者の負担軽減を図ったところでございます。

次に、口の坂城町の今後の対応はどの質問でございますが、初めに、県内の給食費無償化の状況として、平成30年度は王滝村、売木村、平谷村、天龍村、生坂村の5村において、子育て世代への支援、移住定住の促進などを目的として、小中学校の給食費の無償化を行っております。

また、コロナ禍や原油価格高騰等の影響による物価の高騰などから、保護者の経済的負担軽減を目的として、地方創生臨時交付金等を活用し、給食費の無償化や、当町と同様に給食費の一部補助、一時的な給食費の減免などを実施する動きがございます。

今年度は、県内19市町村が給食費を無償化としておりますが、コロナ禍の影響による物価高騰に対する地方創生臨時交付金が活用できる期間のみ無償化するという市町村もあり、この

ような対応を行っている市町村においては、毎年の給食費の無償化に伴う財源の確保といったことが大きな課題であるとお聞きしております。

県内各市町村においても、それぞれの状況により様々な対応が取られておりますが、町といたしましては、給食費は学校給食法第11条で、学校給食に必要な食材費は保護者の負担とされており、このことを基本と考えております。

一方、給食費などのご負担が経済的に困難なご家庭には、就学援助の制度の中で、給食費の実費分について支援をしているところでございます。

町といたしましては、給食費を無償化するためには、財源の確保といった大きな課題が伴いますので、一律に給食費を無償化することではなく、引き続き、現行の支援策の中で必要な保護者に対し給食費の負担軽減を行ってまいりたいと考えております。

また、現在もコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻、円安などの影響に伴う物価高騰などによる経済的負担が重くのしかかってきておりますので、さらなる給食費の値上げによる保護者負担が増えないよう、献立の工夫や地元食材の活用などを継続して行ってまいりたいと考えております。

今後も引き続き、安心・安全でバランスの取れた学校給食の提供に努め、児童生徒や保護者の皆さんに食事の重要性、大切さを伝えながら、食に関心を持っていただけるよう、学校給食を通じた食育活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**14番（中嶋君）** ただいま、教育長のほうからいろいろのご丁寧な説明があったわけですが、そうは言いますが、補助金も含めていろいろ考えているんだよと。いろんな意味で出しているよと。いろんなアイデアも使っているというようなことがよく伝わってきました。ましてや、給食センターで献立を作っている皆さんにも、いろんなやっばりできるだけ安い仕入れをしてとか、そんなご努力も今回よく見えたわけであります。

それは今、教育長はそこまででしょうか、答弁は。せっかくですから、できれば、町長のお考えなんかが聞ければありがたいと思いますが、今言ったように、町長、我が町も全然私は卑下しているわけではないですよ。一生懸命ご努力なされている。今の教育長のお話からもよく伝わってはきています。もちろん、だから、補助を出しているんだよと。これはある意味敬意を表しますよ。

じゃあ、長野県中全部出しているかという、そうでもないところもあるみたいですね。全然そこまでやっていないと。ざっくりですが、さっき私もちょっと言いましたが、ちょっと教育長と俺の今の調べ方が違ったか何か、県内で19の自治体が無償、無料にしているようなお話伺ったんですが、21自治体だったと思います。またこれちょっと、その数字はその辺はどうでも、多少のことはいいと思っています。

それから、自治体で一部を補助しているところは、これもざっくりですが、これも52市町

村あるわけです。坂城町も隣だからと、よくそういうことを言うんですが、それじゃあ上田市はどうだやとか、千曲市はどうだいという、やっぱり上田市も千曲市も一部補助をしているだけであります。

ただ、広域的に考えて、ちょっと上田の周辺を全部あれしたりすると、さっきも言いましたけれども、御代田であるとか長和であるとか、軽井沢であるとか、村では青木村なんかは頑張っているようです。青木村も村長さん本気でやっているようです。要は無料でやっているというほうであります。

だから、そんなようなことを考えれば、一応私も今の実情、坂城町はどうなんだいということで、教育長にまていにお話を伺いましたので、それ以上私は申し上げるあれはないんですが、できれば、町長どうでしょう。やりましょうよ。議長、ちょっと町長にひとつ、無料にしると俺が言っているんだから、その辺ちょっとよろしくお願いします。

**町長（山村君）** 今、教育長からもお話がありましたけれども、コロナで非常に厳しい中で、臨時交付金などを使って無償にしようというところもあります。青木村もたしかそうだったと思いましたが、首長さんはこの後どうするかと非常に悩んでおります。

前にも大森議員さんからも何回も質問がありましたけれども、今、就学援助という形で所得の少ないご家庭には補助をしているんですけども、一律全部無償にして、何といたしますか、非常に裕福な家庭まで全部無償にするのと、就学援助のほうを増やしていくのかといたら、僕は段階的にやっていく手かなというふうに思っております。

ただ、どういう段階的にやるかですね。今、ちょっと正確じゃないかもしれませんが、この前、学校教育課に聞いたところ、給食の費用は全部で1億円ぐらいだと思います。ですから、1億円の財源を、ここで何かほかを削って持ってこられるのかどうかということも簡単には言えないと思います。

だから、何か段階的にやるか、額を、パーセンテージを下げるか、半額にするとか、いろいろなやり方があるかと思えます。なるべくご負担がない状態で、子どもが勉強しやすい環境づくりをしていかなきゃいけないなと思っておりますけれども、もう少し勉強させていただきたいというふうに思っております。以上です。

**14番（中嶋君）** 町長が、もうちょっと考えさせてくれやと言うから考えさせますが、よそはやっているんだよ、町長。できないわけではないでしょう、1億やそらのことで。そこを一番言いたかったんです、私は。さっきも言ったように、よそのまねをしろと言っていません。坂城町は坂城町の内情があるから。だけど、今言ったように、坂城より、こんな言い方をしちゃいけないけれども、財政力の弱いところがやっているからね。これは町長、本当に真剣に取り組んでもらわなきゃ駄目ですよ。半分やるかとかね、それはいい、それは。3分の1とか、いろんな議論があるけれども、私はそういうの嫌いなんだ、本当は。やるならただにしてやれと。

どこへつながっていると思っていますか。町長。私に言わせれば少子化ですよ。ここが一番、町長、大事なところなんだよ。ただ、給食費をただにしろやと言っているだけじゃないの、私は。今までの流れからずっと、私はここに20年もおるんだから、やっていけばわかるんですよ。坂城の町は、どんどんどんどん人口が減っちゃっているでしょう、今。ざっくり言えば1年で100人減っていますよ、子どもが少なくて。100人子どもを産んでもらわなきゃいけないんだ。このまま坂城町がずっとこれから100年、200年、300年いくには。このままいけば、私の頭の悪いところで計算すれば、150年後には坂城町に誰もなくなっちゃうんですよ。もうぼちぼちそこら気がつかなければ。

そのためにはどうすればいいといたら、やっぱり私に言わせれば、子育てしている世代にやっぱり援助してあげなきゃいけない。今はコロナでいっぱい援助しているでしょう。工場がどうたらとかさ、個人事業主がどうたらとか。みんな去年よりも少なくなって、みんな金くれているわ。何とかやっていこうと。

じゃあ、一般のサラリーマンたちはどうしているんですか。サラリーマンの人たちは金も上がらない、20年も。それで子育てしているサラリーマンの子たちが、小学校、保育園、幼稚園、そういう子たちがみんな多いんじゃないんですか。社長やっている連中ばかりいませんよ。坂城町は社長が大勢いますが、私も何人も友達がいますけれども。そういうことを考えれば、私に言わせれば、やっぱりこれから子どもをたくさん産んでいただくとか、やっぱり坂城町を守る子どもたちを大勢産んでもらうなんてことを考えれば、やっぱりそんなものぐらい何とか知恵を絞ってやってあげなければ。まあ、これ以上やっても堂々巡りになっちゃうから、ここらで終わりにします。

## ②子ども食堂について

### (イ) 子ども食堂の現況と今後は

この質問も、私はこれで3回目であります。町のボランティアグループの皆さんと社協が協力して、こどものひろま in 夢の湯という名のこども食堂を行っていましたが、コロナの影響で休止のようであります。現況と今後の対応をお尋ねいたします。

これを真っ先にやったときに、町長も私も一緒に見に行きましたよね。あそこでカレーライスを食べてきた。そんなことで、いよいよ坂城町もよかったわなど。その前は、私はここで手を挙げて、こども食堂っていうのが日本中あちこちではやっている、坂城はやらないだかいなんて言ったら、いや、あれはNPOだとか、食堂関係でなんていうようなことをご答弁いただいたんです。そうか、それじゃ駄目かというようなことを言って、半年ばかりたったら、こんどはよかった。いよいよ我が町もボランティアグループのその人たちが集まって、社協と一緒にあって、うまい名前をつけて、こどものひろま in 夢の湯なんて名前だね、あそこで子どもたちが十何人か来てね、お母さん、お父さんなんかもいて、勉強したり、おらも遊んでしまし

たけれどもね。いいことが始まったなと思ったんですが、残念ながらここへ来て、何かコロナの関係で休止しちゃったというようなことを聞いたもので、ちょっとその内情、実情をお教え願えればありがたい。以上です。

**福祉健康課長（堀内君）** 2. 子ども食堂についてのご質問にお答えいたします。

町内で実施するこども食堂につきましては、子どもたちがこの地域で健やかに安心して暮らせるよう、保護者をはじめ地域のボランティアと一緒に食事を重ね、子どもの居場所づくりを行うことを目的に、平成29年10月から町社会福祉協議会が主体となり、実施しているところでもあります。老人福祉センターを会場として、こどものひろま in 夢の湯としてスタートし、コロナ禍前までは、2か月に1回ほどの割合で開催されてまいりました。

参加される方につきましては、特に要件は設けておりませんが、親子での参加が多い状況であり、参加費として子ども100円、大人300円を頂く中で実施をしているところでもあります。

こども食堂の運営には、ボランティアとして社会福祉協議会で実施するファミリーサポート事業の協力会員をはじめ、会員の知り合いの方や、こども食堂の活動を知り、お手伝いを希望される皆さんに食材の調達や食事の調理、提供などのご協力をいただいているところでもあります。

こども食堂の現状といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、施設での感染防止を図るため、令和2年度から休止しておりますが、それ以前のこども食堂の状況といたしますと、平成29年度は3回開催され、子ども32名、保護者15名、ボランティアスタッフ42名の合計89名、30年度は6回開催され、子ども77名、保護者52名、ボランティアスタッフ93名の合計222名、令和元年度につきましては6回開催され、子ども117名、保護者72名、ボランティアスタッフ85名の合計274名の方にご参加いただいたところがあります。

こども食堂は食事の提供だけではなく、子どもからお年寄りまで世代を超えた交流の場、生きがいつくりの場として、また、子ども同士のコミュニケーションを図る場としても有効に活用され、参加される皆さんが生き生きと活動されているとお聞きしております。

こども食堂の活動が地域に知られるようになり、徐々に参加者が増えてきたところでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の間、休止せざるを得ない状況が続いております。

そのような状況ではありますが、現在、定期的に協力会員とボランティアの皆さんなどが集まり、再開に向けた打合せが行われており、できるだけ早い時期に再開ができるよう、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視し、準備をいただいております。

町といたしましては、国・県の方針や地域の現状を踏まえる中で、様々な人との関わりやつ

ながりを持つことができるこども食堂を早期に再開し、安心して利用できる環境を整えらるとともに、子どもたちの健やかな成長に寄与できるよう、社会福祉協議会等と連携してまいりたいと考えております。

**14番（中嶋君）** ただいま課長よりご答弁をいただきました。大変ありがとうございます。今の実情がよくわかりました。さっきも私が言いましたように、ちょっと心配してはいます。やっぱり子どもたちは育って行ってしまおうし、今の給食もただにはならないし、そんなことを考えれば、やっぱりあそこへ何人か来ていたけれども、みんないい子で跳んで歩いていました。こんな子どもたちがご飯を食べないなんていうような状況になっているところは、やっぱり手を差し伸べてあげなきゃね、私は恥ずかしいなと思っています。

そんなことで、そうは言いますが、このコロナ禍もある。その前までは、今は累計でしようけれども、200人も来ていたなんていうときもあったようで、これはよかったなと思っていますけれども。そうは言っても、今の話じゃないけれども、いくらコロナ禍だなんていったって、どんどん子どもは大きくなるし、それこそ母子家庭の人の割合が多いような気がしますけれども、やっぱり。一生懸命お母さんが働いても、なかなかこういう情けない国になっちゃって、200万以下だなんていう人が多いようです。そんなようなところへ当てはまっているような人たちが、そこへ大勢いらしているんじゃないかなと思っていますので。

そうは言っても、ここでもって、それじゃあ今の課長、おまえがどうかしろなんていうことは言えません。やっぱりそうは言っても、ボランティアの人たちをお願いしなきゃいけない。それからまた、社協の皆さんにもこれはお願いしなくちゃいけない。だから、上から目線で物は、そうしたことが言えない部分があると思います。強いて言うなれば、できるだけ補助でもしてあげよう。何人来ていたんだと。その中でどれくらい金がかかるやと。そんなところへやっぱり出してあげたらいいんじゃないかななんて思います。

それから、私も今、課長がおっしゃっていたように、あそこへ行ったときに、町長もそうでしたけれども、カレーを食べたときに300円払ったんだけれども、それも今のコロナ禍だから、おらも応援してやりたいから、子どもたちと一緒に遊びながら、300円をまた何かの足しにしてくれやというようにやりたいと思うんだけれども、コロナは嫌ですね、本当に。何でもかんでもコロナ禍だコロナ禍だ。やらないことが正義のようになってしまっているからね、困ったもんだと私は思っておるわけですが。

それで、私も思ったんですけども、何か今のあれですか。これもちょっと隣の市のことをあれしなきゃいけないですが、上田市や千曲市あたりは、今のNPOだとかボランティアでやっているような人たちが始まってきたなんていうようなちょっとお話も聞いていましたのでね。そしたら、我が坂城町も今の課長のご答弁にありましたように、ボランティアの方の打合せが

始まったという答弁でしたから、ああよかったなと思っております。

それで、早期にやりたいんだというお話も承りましたので、何とかまた、そのときには町長、少しまた補助金でも出してあげて、そういう子どもたちを守ってあげましょうや。ぜひお願いしておきたい。

それで、またさっきも言いましたけれども、うまい名前をつけてあってね。こどものひろま i n 夢の湯ですよ。これがだから復帰するまで、私ちょっと思ったんですが、できれば、その間だって、これもさっきの話で子どもはどんどん育って行って、腹減っているんだから、うんと。腹減っている子どもに、少しご飯をおごってあげなきゃいけないという考えの中で、例えば福祉施設のみらいさんなんかが一生懸命お弁当を作って、これを役場へも売りに来たりなんかしているし、パンを売っているグループもあったりとか、いろんなそういう福祉関係の皆さんが頑張っていらっしゃるんですが、その人たちに弁当を少し分けていただいて、それをそれこそさか井だなんてうまいことを言って、みんな一生懸命やっているけれども、テイクアウトなんてことを、私はコロナになってから覚えたんですけれども。このテイクアウトをこどものひろま i n 夢の湯が再開するまで、そういうものを子どもたちにあげたらどうでしょうかね。私はこれくらいの面倒は見なきゃいけないと思っております。我が坂城町の大事な宝物の子どもたちですから。その辺のところは、ここでもって、また課長に答弁しろなんてことは私言いません。課長、答弁に困ると思う。こんなことを言ったってね。これもやっぱり町長どうでしょうか。お尋ねしておきたい。議長、お願いします。

**福祉健康課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、現在、定期的に協力会員とボランティアの皆さんと早期の再開に向けて打合せを行っているところであります。こども食堂は食事の提供だけではなくて、やはり様々な人との関わりやつながりを持ってコミュニケーションを図る場でもあります。そんなことから早期の再開を目指しておりますが、提案いただきました方法につきましても、今後そういったものを取り入れることができないか等について、ボランティアの皆さんと社会福祉協議会と相談をしてみたいと考えております。

**14番（中嶋君）** 町長、立派ですね、課長はね。すばらしい答弁をしていただきました。そのところを踏まえて、あえて町長にこれで答弁してくれやと私は言いません。それよりも現実的に課長のところを応援してあげて、ぜひみらいさんあたりから弁当を取ってやる方向を、明日にでもやるくらいな気持ちで考えていただきたい。これ以上、私は申し上げません。

それでは、第3質問といたしまして、ふるさと納税について。

今までの推移と今年の現況を教えてください。これは、ここで何度でも私ほえていますからね。私がここで提案して、町長どうするだいと言ったら、やるわということで始まった事業であります。まさにこれは町長、頑張りましたよ、私は一生懸命。みんな日本中から坂城

町へいいアピールができて、坂城町をどんどん希望してくれるというような格好になりました。これは、私は町の担当をしている課長はじめ、皆さんがご努力して右肩上がりでも推移をしてまいりました。それで、今どんな状況なのか、その現況をお尋ねするものであります。

それから、（ロ）として、今後の見通しは。

これは当然のことですが、ふるさと納税は、町にとって何よりも大切な財源となってきたわけですから。よかったですと思っています、私も。それで、今後の対応と見通しをお尋ねをしたいと思います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

**町長（山村君）** 中嶋議員さんから3番目の質問としてふるさと納税について、イとロとご質問をいただきました。順次お答えいたします。これから内容を申し上げますけれども、必ずしも右肩上がりではなくなりつつあるというちょっと厳しい答えになると思いますけれども。よろしくお願いいたします。

まず、ふるさと納税制度につきましては、多くの国民が地方で生まれ、教育を受け、やがて進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をするか、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思でいくらかでも納税できる制度があってもよいのではないかという考えから、国において検討がなされ、平成20年度から導入されたものであります。

当町におきましても、平成20年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、寄附の受付をスタートしましたが、その後、平成28年度から、中嶋議員さんからもお話がありましたけれども、協力事業者というのを募りまして、町の様々な特産品を返礼品として用意するとともに、インターネット上のポータルサイトによる寄附金の受付を開始するなど、全国から寄附を受けやすい仕組みとして運営しているところであります。

ご質問の今までの推移につきましては、インターネットによる寄附金の受付を開始した平成28年度以降の寄附額の状況といたしまして、平成28年度が2,846万円、29年度は4,558万8千円、30年度は7,979万4千円、令和元年度は1億4,857万2千円、令和2年度は1億8,926万1千円、令和3年度は2億5,835万4千円のご寄附を頂いており、それぞれご指定の用途に従い、有効に活用させていただいている状況であります。

また、今年の現況といたしましては、前年の同時期と比べますと、寄附の受入額が5割ほどとなっている状況ではありますが、それでも11月末現在で1億1,089万4千円の寄附を全国からお寄せいただいているところであります。

今年度の状況を見ますと、特にこれまで人気を博しておりましたシャインマスカットを返礼品に希望する寄附受入れが減少しており、その主な原因といたしましては、今年の夏の天候不順による影響で、一部事業者において数量を確保できなかったことや、人気の高さから全国各地で返礼品として提供されるようになり、申込みが分散されたことなどが挙げられると考えて

いるところであります。

こうした状況は、当町だけではなく、全国的にも同様であり、これまでシャインマスカットを返礼品とした寄附が好調であったほかの自治体においても、寄附受付総額の減少などにつながっている状況とお聞きしているところであります。

次に、今後の対応と見通しであります。先ほども申し上げましたとおり、町では、平成28年度に町内事業所のご協力の下、特産品などの返礼品を設け、インターネットによる寄附金の受付、クレジット決済の導入などを行いました。以降、人気を博していたブドウなど果樹類を提供いただける登録事業者を増やす取組や、人気返礼品の数量確保といった返礼品の充実とともに、寄附の申込みを行うインターネット上のポータルサイトを増やし、電子決済に対応するなど、寄附者の利便性向上に努めてまいりました。

返礼品は、町の魅力を知っていただく重要な要素でありますので、今年度も国の定める基準を遵守する中で、ポータルサイトをさらに2社増やすとともに、ポータルサイトの掲載内容の見直しを行い、また、新たに返礼品協力事業者として7社の登録も進めてきたところであります。

なお、シャインマスカットを返礼品として希望する寄附受入額が減少した一方で、ナガノパープルを返礼品とする寄附につきましては、今年度新たに返礼品として提供いただける協力事業者が登録されたことにより、前年と同水準の寄附を頂いたところであります。

今後も、事業者の皆様のご協力をいただく中で、新たな魅力ある町の特産品を積極的に取り入れながら、返礼品の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。あわせて、より多くの全国の皆様に坂城町を知っていただき、魅力をお伝えする機会とするための体制の充実について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、寄附をされた方からは、他地域のブドウと比較して坂城のブドウはおいしいといったご意見もお寄せいただいていることから、新たにご寄附いただく方だけでなく、繰り返しご寄附いただけるようなPRも検討してまいりたいと考えております。

今後の見通しといたしまして、具体的な寄附額の目標については設定をいたしません。これからも寄附を通じて町を応援していただき、第2のふるさととして坂城町に思いをはせていただける方が一人でも増えるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

**14番（中嶋君）** 町長、登壇する前にちょっとこっちに目くばせをして、右肩上がりで全然、内情がよくわかりました。こんなことだったんですね、実情は。だけど、いつか私もこういう日が来ると思っていました。そうは言っただって、限度はあるというふうに思いました。

それでもちょっと、町長、これが落ちたのは著しいわな。去年は2億5千。俺、だから本当はもうちょっと行っていれば、3億5千万くらいやれやなんて、こう言おうと思っていたんですが、ちょっと驚きました。

それでも、要は1億1千万円超えているということで、まあもうちょっと時間もあるでしょうし、またクリスマスの関係で、また少しにぎやかになるんじゃないかなんていうふうに私は思っていますから。

そうは言っても、1億を割らないように頑張っていたかなければと思います。それこそ、坂城町の今のレッドホースに頼んで、ポータルサイト、何かちょっとよくわからないんだけど、また2社も増やしたなんて、これは努力しているなと思っています。この辺も私は大事だと思っていますけれども、できるだけ買ってもらう人たちに情報発信。1社より2社、2社より3社になると思います。五、六社やっていますよね。最初は1社だったと思うんですが、その辺は評価しています。ご努力は町もなされているなと思います。

それから、町長が今おっしゃっていたように、シャインマスカットはもう日本中ですからね。これはもうやっぱり。逆に言うと、今の農家の皆さんには、またちょっとその辺の情報を入れておかなきゃいけないわなと思います。

ただ、ナガノパープルなんかは、ここへ来て、やっぱりナガノと入っているんだから、それこそ今のほかの県の山梨のナガノパープルなんてね、それこそ宮城、仙台のナガノパープルなんてね、えらい売れないでね。やっぱり長野の坂城町のナガノパープルなんていけば、また売れるんじゃないかなんていうのは、ある意味、これは関係課でもって、農業を一生懸命やって頑張っている若者たちも今は出てきてますので、シャインマスカットばかりこだわっていないで、もう少し違うものも考えていったらどうだいぐらいなことは、また機会があったら言ってもらえれば、私はありがたいのかなと思っています。

今までは、何でもシャインマスカットさえやっていたら、あれは果物の中でも特別違うものだなんて言っていた人たちも大勢いたんですが、何かちょっと飽和状態になってきたなというふうに教えてあげたらいいのかなと思いました。

それから、今、町長も言っていましたけれども、シャインマスカット、これはあまり須坂の悪口は言いたくはない。須坂や中野のほうで作ったのと坂城町で作ったのは全然違う、うまくて。あんなものは食べたもんじゃないなんて言ってね。須坂の者はここにいないから言ったっていいんだけど。坂城町のと比べれば、なんて坂城町はうまいだいたい。そんな関係で、リピーターづくりをしたらいいんじゃないかなんて思っています。

それから、ちょっとこれは余計な話ですが、一つの例ですが、私の友人が南九州市の特攻隊の、私もここに二度ばかり行ってきましたが、基地のあった知覧町に10万のふるさと納税をやってみたんだそうです。去年やったから、12か月にわたり、肉とかハムとかソーセージとか、あそこはお茶ですね。そういうものもずっと3千円分だと思いましたが、12か月送ってきたそうです。今月で終わりになっちゃうということで、来年もリピーターになってもらいたいということで、実はパンフレットを送ってきたということで、ちょっとそれを今日借りてきま

した。

どんなものを送ってきただいと言ったらね、こういうパンフレット。これだけのもの。こういうパンフレットを送ってきました。議員の皆さん。こういうパンフレットを知覧町から送ってきました。おらもこれはよくわからない、町長なんかはよく知っていると思いますけれども、ここにぎざぎざマークがあるんですよね。何かQRコードとかいうものがついている。その人に聞いたら、おい中嶋、これは携帯はないかなんて言ってね。こうやって、何か出てきたなど。また、これがまていに出てくるんですね、今の携帯のところへ。そのボタンを1個押せば、今年やったのと同じように10万円向こうへ飛んでいくんだと。

おらは知覧町もいいけれども、ちょっと飽きたから、ほかのところへちょっと浮気しようかなと。ほかの市町村に10万円やるかなと思った。だけれども、これが出てきたら、そうは言ってもいろいろやかましいから、プチッとボタンを押せばいいんだと。それでもって、また頼んだみたい。だから、できれば。我が坂城町がやっているかどうかわかりませんが、もし担当課でもってこういうやつでやっていけば、またリピーターになっちゃうから。ほかへ浮気しないように。

これを私は商人だから言いますが、これはよくやる手なんですよ、本当はね。1回つかんだお客は離さないぞと。これが一つの手なんですよ。こんなふうにやれば、あれです、2億、3億やれなんていうことは言いませんが、1億円超えくらいには、右肩上がりじゃなくてもいいから、横並びですつと行けるような施策を。ひとつ皆さんに言いますが、これをやることによって下がらないんですよ。大体上がることはないと思う、これは。だから、もし何でしたら、こんなようないいところをまねしたり。

それから、私はよくわかりませんが、テレビを見ていると、さとふるさとふるなんてやたら宣伝していますが、あんなようなところも、いろんな事情があるでしょうけれども、やたらテレビで宣伝しているようなサイトというんですか、あんなようなところもまたちょっと考えて、時代の波に乗って、テレビでやっているようなところ。レッドホースの悪口は言いませんよ。レッドホースにはうんと世話になって、ここまで来たんだから。レッドホースをやめちゃえということと言わないんだけど、できればそんなようなところもお考えになっていただければいいのかなと思いました。

それで、知覧町は令和3年でどれくらいいっているか調べたら、全国で6位ですね。30億だそうです。これだけで30億。やっぱりちょっと商人的なものの考え方、ものの見方をすると、こんなものが割合アイデアなんですよね。だからまた、もし今言ったように我が坂城町も、私はさっきから何度も何度も言っていますが、いいことはまねしちゃいましょうよ。やたらシャインマスカットを並べて、シャインマスカットを送るときにこれも中へ入れて、もう1回お願いと。ちょっとこんなテクニックを使って、30億もやっているのかなと思いました。

て。そんなに知覧町はでかい町じゃなかったような気がします。特攻隊が飛び立っていったところですね。

そんなことでございます。ぜひその辺もまたお考えになっていただいて、攻めの作戦を考えて、ふるさと納税をひとつ、もう一踏ん張り頑張ってやっていただければありがたいと思います。

さて、時間もあれですが、今年もあと20日ほどになりましたと。じきにおめでどうなんて言うようになっちゃうわけですが、皆さんもご存知のとおり、国では今国会で議論されている防衛費倍増であります。対GDP比2%の議論が今盛んに行われております。

今、日本の軍備力は、世界196か国のうち何番目かちょっと調べてみたんですよ。あんまり私も勉強は嫌いだけれども。やたら今の総理大臣が2%だ2%だ、1%じゃなくて何で2%だ。2%ってよく考えたら、パーセンテージなんていえば、おら頭の悪い人間は、そんなもの1%や2%は大したことねえや、10か20かなんて言われたなんて思ったんですが、あんなるほど、国家予算になれば大したものになると。倍だ倍だって、倍は倍だと。

2%は、へみたいなものじゃないかなんて思っていたんですが、調べてみたら、世界196か国のうち何番目だよと。大変驚きましたよ。何と、今言ったように世界196か国地球上にあるわけですが、9番目ですよ皆さん。たまげたわな。ベストテンに入っている。それこそ、今のワールドカップで16だ8だなんて大騒ぎしているのに、そんな大騒ぎしなくても、我が日本は、196か国のうちベストテンに入っています。9番目。じゃあどこが1番だといったら、やっぱりさすがアメリカですわな。アメリカ、中国、3番目がインド、4番目がイギリス、今戦争をやっているロシアは5番目ですよ。6番目がフランス、7番目はドイツ、8番目はサウジアラビア。何とこの後9番目に日本が入っているんですよ。その次が韓国ですよ、10番目が。

これまたびっくりしたんですが、北朝鮮のあんちゃん、自分の子どもまで連れてテレビに出るようなことをして、やたら日本海越えたり打ってきやがる、あのやろうはどうだといったら、入っていないの、10番目に。吹けば飛ぶようなものだね。北朝鮮なんていうものは。

それで、皆さんに言いますよ。GDP比1%でも、今どういう訳かわかりませんが、今日は新聞記者がいなしやうがないんだけれども、マスコミであまり報道もされていないわな。皆さん、もう既に日本という国は、軍事大国なんですよ。こんな国になっているんですよ。我々の給料は全然上げないで。20年も。

それがですよ。GDP比2%にしたらどれくらいになると思います。ロシア、イギリス、インドを抜いて、日本は世界で3番目の軍事大国になるんですよ。どうするんですか、この国。ロシアとウクライナがああなったからやばいぞと。俺たちもたんと持てと。じき中国と台湾は何かありそうですよ。と、ここのまで軍事を進めちゃうと、どういう理論かという、あ

とは核弾頭を持つだけです。

だから、ここでちょっと私は思いました。世界で初めて原子爆弾を落とされたのは広島県です。何とこの出身の岸田総理は何を考えているのかと私は思います。聞いてみたいね、総理に。誰か手づるがあったら連れてきませんか、ここへ総理大臣を。あんた何を考えているんだ。これが皆さんにお知らせをしたい実情でありました。

何でこんなことを言うかという、もう今年最後の議会でしたので、ちょっと自分の思いをちょっとほえさせていただきました。国会議員じゃないのに、中嶋は何をこいているだなんて言う人もいます。でも、皆さんに言うておきます。よく私は言うんですが、私は坂城町の町会議員です。でありながら、長野県人であります。日本国の日本人であります。これからのことを考えれば、子どもたち、孫たちのことを考えたら、どうなっちゃうだやと思ひ、ちょっとここで一つ、町政とは関係ございませぬが、ほえさせていただきました。

恒例であります。今年最後の一句を添えますが、字余りになりそうなので短歌にいたしました。戦争をしているロシアのプーチン、ウクライナのゼレンスキー両大統領に届くかどうかわかりませぬが、愛を込めて贈ります。

戦などしなくも人は皆んな死ぬ どうせ死ぬならベッドの上で。戦などしなくも人は皆んな死ぬ どうせ死ぬならベッドの上で。

これにて私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

**議長（小宮山君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日13日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

(散会 午後 4時46分)